

# 公的年金財政状況報告－平成 26 年度－

## 第2章(案)

## 第2章 財政状況

2-0 本章では、第1節で被保険者の現状及び推移、第2節で受給権者の現状及び推移を述べた後、これらを踏まえ、第3節で公的年金各制度の財政収支の現状及び推移、第4節で財政指標（年金扶養比率、総合費用率等）の現状及び推移について述べる。

### 第1節 被保険者の現状及び推移

#### 1 被保険者数

2-1-1 平成26(2014)年度末の被保険者数は、図表2-1-1に示すとおり、公的年金制度全体で6,713万人であり、うち、被用者年金制度の被保険者が4,039万人、国民年金第1号被保険者が1,742万人、国民年金第3号被保険者が932万人であった。被用者年金では、厚生年金が3,599万人、国共済106万人、地共済283万人、私学共済52万人となっており、厚生年金が被用者年金全体の89%を占める。

**図表2-1-1 被保険者数の推移**

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計 ①	国民年金			公的年金 制度全体 ①+②+③
	千人	千人	千人					千人	千人	千人	
平成（西暦）											
7 (1995)	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	19,104	3,865万人	12,201	69,952
12 (2000)	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	21,537	3,742万人	11,531	70,491
17 (2005)	33,022			1,082	3,069	448	37,621	21,903	37,052	10,922	70,447
18 (2006)	33,794			1,076	3,035	458	38,363	21,230	37,743	10,789	70,383
19 (2007)	34,570			1,058	2,992	464	39,084	20,354	38,371	10,628	70,066
20 (2008)	34,445			1,053	2,946	472	38,916	20,007	38,087	10,436	69,358
21 (2009)	34,248			1,044	2,908	478	38,677	19,851	37,797	10,209	68,738
22 (2010)	34,411			1,055	2,878	485	38,829	19,382	37,914	10,046	68,258
23 (2011)	34,515			1,059	2,858	492	38,924	19,044	37,917	9,778	67,747
24 (2012)	34,717			1,057	2,842	499	39,116	18,637	37,934	9,602	67,356
25 (2013)	35,273			1,055	2,832	507	39,667	18,054	38,315	9,454	67,175
26 (2014)	35,985			1,061	2,831	517	40,395	17,420	38,843	9,319	67,134
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	△1.2	1.3	△0.6	0.2
18 (2006)	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△3.1	1.9	△1.2	△0.1
19 (2007)	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△4.1	1.7	△1.5	△0.5
20 (2008)	△0.4			△0.4	△1.6	1.7	△0.4	△1.7	△0.7	△1.8	△1.0
21 (2009)	△0.6			△0.9	△1.3	1.3	△0.6	△0.8	△0.8	△2.2	△0.9
22 (2010)	0.5			1.1	△1.0	1.4	0.4	△2.4	0.3	△1.6	△0.7
23 (2011)	0.3			0.4	△0.7	1.6	0.2	△1.7	0.0	△2.7	△0.7
24 (2012)	0.6			△0.2	△0.5	1.3	0.5	△2.1	0.0	△1.8	△0.6
25 (2013)	1.6			△0.2	△0.4	1.6	1.4	△3.1	1.0	△1.5	△0.3
26 (2014)	2.0			0.5	△0.0	2.0	1.8	△3.5	1.4	△1.4	△0.1

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 65歳以上の被用者年金被保険者のうち老齢・退職年金などの受給権がある者は国民年金第2号被保険者とならないため、被用者年金制度計の被保険者数①に国民年金第1号被保険者数②及び第3号被保険者数③を加えたものが公的年金制度全体の被保険者数となる。

**2-1-2** 平成26(2014)年度は、厚生年金、国共済、私学共済で増加する一方、地共済は横ばい、国民年金第1号、第3号で減少し、公的年金制度全体では0.1%の減少となつた。

被保険者数の推移をみると、厚生年金は、平成20(2008)、平成21(2009)年度に減少したものの、平成22(2010)年度以降は増加し、私学共済は一貫して増加している。一方、国共済は、平成22(2010)、平成23(2011)年度に増加したもの、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度に減少し、平成26(2014)年度は再び増加した。これは中央省庁の合理化の一方で、文部科学省及び厚生労働省第二共済の被保険者数が増加しているためである。地共済、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者は減少傾向が続いている。公的年金制度全体でも、平成18(2006)年度以降、減少傾向が続いている。

## 2 男女構成

**2-1-3** 図表2-1-2は、平成26(2014)年度末の男女別被保険者数を示したものである。被保険者に占める女性の割合をみると、被用者年金では私学共済が最も大きく、5割を超えており、一方、地共済と厚生年金はそれぞれ4割弱、国共済は最も小さく2割強である。また、国民年金の女性割合は、第1号被保険者で5割弱、第3号被保険者で99%近くになっている。

図表2-1-2 男女別被保険者数 －平成26(2014)年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						第1号	第3号	
計	千人 35,985	千人 1,061	千人 2,831	千人 517	千人 40,395	千人 17,420	千人 9,319	千人 67,134
男性	22,929	805	1,731	229	25,694	8,962	109	34,766
女性	13,057	256	1,100	288	14,700	8,458	9,210	32,368
女性 割合	% 36.3	% 24.1	% 38.9	% 55.6	% 36.4	% 48.6	% 98.8	% 48.2

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

### 3 年齢分布

2-1-4 図表 2-1-3 は、平成 26(2014)年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものである。また、図表 2-1-4 は、平成 26(2014)年度末の被保険者の年齢分布を図示したものである。平均年齢は、被用者年金では、地共済が 43.4 歳で最も高く、次いで厚生年金、私学共済の順となっており、国共済が 41.3 歳で最も低い。また、国民年金第 1 号被保険者の平均年齢は 39.3 歳、第 3 号被保険者は 43.7 歳である。

2-1-5 平成 26(2014)年度末における各制度の被保険者の年齢分布をみると、厚生年金及び国共済では 40~44 歳の割合が最も大きくなっている。地共済は、50~54 歳と 55~59 歳の年齢層の割合が他制度と比べて大きい一方、若い年齢層の割合が小さく、59 歳以下では概ね年齢が若いほど割合が小さくなる分布となっている。私学共済は、25~29 歳の割合が最も大きい一方で、65 歳以上が 4.1% と他制度に比べて大きくなっている。私学共済では女性の被保険者が若い年齢層に集中しており、女性では 35 歳未満の人数がほぼ 5 割を占めている。国民年金第 1 号被保険者は被用者年金とは異なる年齢分布を示しており、20~24 歳が 20.7% と最も多く、次いで 55~59 歳が 13.5% 等となっている。

図表 2-1-3 被保険者の年齢 一平成 26(2014)年度末一

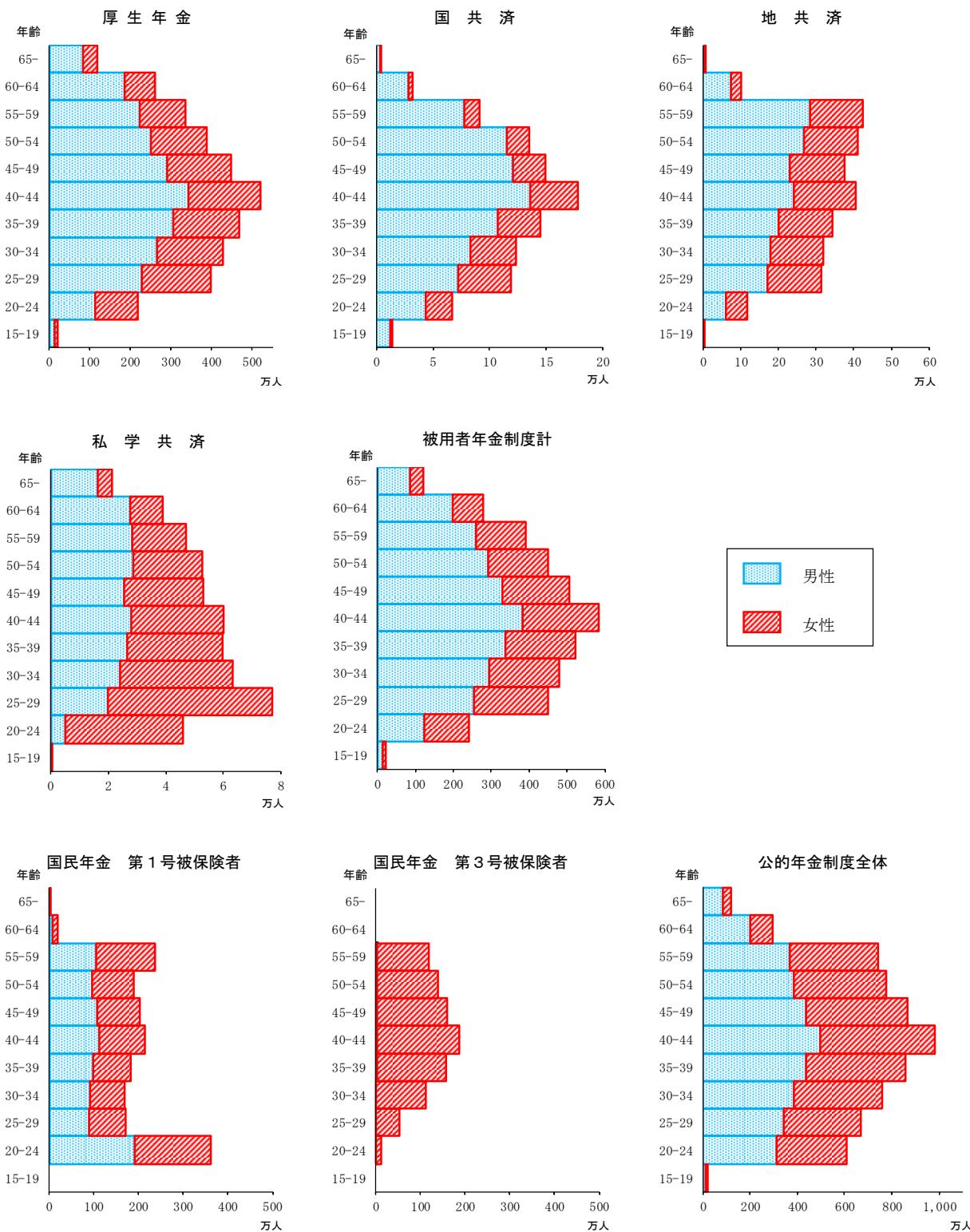
区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						第 1 号	第 3 号	
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	43.0	41.3	43.4	42.1	43.0	39.3	43.7	42.1
男性	43.8	42.4	44.3	47.0	43.8	38.7	47.0	42.5
女性	41.7	38.0	42.0	38.2	41.5	39.9	43.6	41.7
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.6	1.4	0.2	0.0	0.5	•	•	0.3
20~24歳	6.1	6.3	4.2	8.9	6.0	20.7	1.1	9.1
25~29歳	11.0	11.2	11.1	14.9	11.1	9.8	5.6	10.0
30~34歳	11.9	11.6	11.3	12.2	11.9	9.7	11.9	11.3
35~39歳	13.0	13.7	12.2	11.5	12.9	10.5	16.8	12.8
40~44歳	14.4	16.9	14.3	11.6	14.4	12.2	20.0	14.6
45~49歳	12.4	14.1	13.3	10.2	12.5	11.6	17.1	12.9
50~54歳	10.8	12.8	14.6	10.1	11.1	10.8	14.9	11.6
55~59歳	9.3	8.6	15.0	9.0	9.7	13.5	12.6	11.1
60~64歳	7.2	3.0	3.7	7.5	6.9	1.1	•	4.4
65歳以上	3.2	0.4	0.2	4.1	3.0	0.1	•	1.8

注 1 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注 2 厚生年金の坑内員・船員は男性に計上している。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加えた数値である。

図表 2-1-4 被保険者の年齢分布 一平成 26(2014) 年度末一



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

#### 4 1人当たり標準報酬額

2-1-6 図表2-1-5は1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額)<sup>1</sup>の推移を示したものである。ここで、地共済については、年金数理部会が報告を受けた「平均給料月額」は時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものとなっているため、他制度と比較するため平均給料月額を一律に1.25倍したものを標準報酬月額としている<sup>2</sup>。平成26(2014)年度における総報酬ベースの1人当たり標準報酬額は、私学共済では減少、他の制度では増加した。国共済及び地共済の増加については、国家公務員の給与の特例減額<sup>3</sup>及びこれに準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応が、平成25(2013)年度までで終了したことが影響している。

図表2-1-5 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計
平成(西暦)	円	円	円	円	円
17(2005)	374,238	545,501	602,790	490,336	399,171
18(2006)	373,849	545,429	599,560	486,689	397,893
19(2007)	372,460	546,141	594,926	484,458	395,541
20(2008)	370,810	548,284	587,220	482,658	393,058
21(2009)	359,146	539,116	568,361	479,000	381,086
22(2010)	358,838	532,662	556,707	475,929	379,564
23(2011)	359,455	527,366	553,772	472,464	379,618
24(2012)	359,475	513,132	548,842	470,231	378,701
25(2013)	360,540	511,232	535,004	467,764	378,348
26(2014)	363,465	531,618	551,204	466,808	382,375
対前年度増減率(%)					
17(2005)	△0.2	0.4	△0.1	△0.6	△0.3
18(2006)	△0.1	△0.0	△0.5	△0.7	△0.3
19(2007)	△0.4	0.1	△0.8	△0.5	△0.6
20(2008)	△0.4	0.4	△1.3	△0.4	△0.6
21(2009)	△3.1	△1.7	△3.2	△0.8	△3.0
22(2010)	△0.1	△1.2	△2.1	△0.6	△0.4
23(2011)	0.2	△1.0	△0.5	△0.7	0.0
24(2012)	0.0	△2.7	△0.9	△0.5	△0.2
25(2013)	0.3	△0.4	△2.5	△0.5	△0.1
26(2014)	0.8	4.0	3.0	△0.2	1.1

注1 標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

<sup>1</sup> 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)である。

<sup>2</sup> 地共済は他の制度と異なり、「給料」をベースに掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。

<sup>3</sup> 平成24(2012)年4月から2年間、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により給与減額の措置が講じられた。

2-1-7 図表2-1-6は年度末における1人当たり標準報酬額月額（賞与は含まない）の推移を示したものである。平成26(2014)年度末における標準報酬月額は、厚生年金、国共済及び地共済では増加、私学共済では前年度末と同水準であった。

図表2-1-6 1人当たり標準報酬額月額の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	円	旧農林年金 円				
平成(西暦) 7(1995)	307,530	277,620	379,903	424,225	343,239	
12(2000)	318,688	295,153	410,007	458,066	366,349	333,705
17(2005)	313,204		408,832	454,555	369,808	328,161
18(2006)	312,703		409,598	450,818	368,611	327,016
19(2007)	312,258		413,158	447,103	368,707	325,982
20(2008)	312,813		415,247	440,923	369,017	325,964
21(2009)	304,173		410,279	435,521	368,098	317,701
22(2010)	305,715		408,814	431,808	367,359	318,633
23(2011)	304,589		410,861	428,670	366,072	317,369
24(2012)	306,131		396,555	426,746	365,461	318,097
25(2013)	306,282		398,127	410,436	364,137	316,901
26(2014)	308,382		413,568	425,359	364,181	320,058
対前年度増減率(%)						
17(2005)	△0.2		0.6	△0.0	0.0	△0.2
18(2006)	△0.2		0.2	△0.8	△0.3	△0.3
19(2007)	△0.1		0.9	△0.8	0.0	△0.3
20(2008)	0.2		0.5	△1.4	0.1	△0.0
21(2009)	△2.8		△1.2	△1.2	△0.2	△2.5
22(2010)	0.5		△0.4	△0.9	△0.2	0.3
23(2011)	△0.4		0.5	△0.7	△0.4	△0.4
24(2012)	0.5		△3.5	△0.4	△0.2	0.2
25(2013)	0.0		0.4	△3.8	△0.4	△0.4
26(2014)	0.7		3.9	3.6	0.0	1.0

注1 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の1人当たり標準報酬額月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

2-1-8 図表 2-1-7 は、平成 26(2014)年度の 1 人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)を示したものである。1 人当たり標準報酬額が最も高いのは地共済の 55.1 万円、次いで国共済 53.2 万円、私学共済 46.7 万円、厚生年金 36.3 万円の順となっている。

1 人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると、国共済、地共済の 2 制度がそれぞれ 80.1、92.7 であり、厚生年金の 65.2、私学共済の 67.4 に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-1-7 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）－平成 26(2014)年度－

区分	厚生年金 円	国共済 円	地共済 円	私学共済 円	被用者年金 制度計 円
計	363,465	531,618	551,204	466,808	382,375
男性	415,979	558,454	567,353	570,372	432,018
女性	271,132	447,442	525,807	384,248	295,530
男性を 100 とした 女性の水準	65.2	80.1	92.7	67.4	68.4

注 1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注 2 厚生年金の坑内員・船員は男性に計上している。

2-1-9 図表 2-1-8 は、平成 26(2014)年度末の 1 人当たり標準報酬月額を示したものである。1 人当たり標準報酬月額が最も高いのは地共済の 42.5 万円、次いで国共済 41.4 万円、私学共済 36.4 万円、厚生年金 30.8 万円の順となっており、1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）と同様の状況である。

また、1 人当たり標準報酬月額について、男性を 100 とした女性の水準は、総報酬ベース（図表 2-1-7）に比べ、各制度とも若干高めとなっている。

図表 2-1-8 1 人当たり標準報酬月額－平成 26(2014)年度末－

区分	厚生年金 円	国共済 円	地共済 円	私学共済 円	被用者年金 制度計 円
計	308,382	413,568	425,359	364,181	320,058
男性	349,735	432,059	435,550	440,051	358,903
女性	235,763	355,295	409,325	303,715	252,162
男性を 100 とした 女性の水準	67.4	82.2	94.0	69.0	70.3

注 1 地共済の 1 人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。

注 2 地共済の平均給料月額は、男女計 340,287 円、男性 348,440 円、女性 327,460 円である。

注 3 厚生年金の坑内員・船員は男性に計上している。

## 5 標準報酬月額別被保険者数の分布

2-1-10 図表2-1-9は、平成26(2014)年度末の標準報酬月額別<sup>4</sup>の被保険者数の分布を示したものである。この5年間の変化をみるために、平成21(2009)年度末の分布も併せて示している。

2-1-11 厚生年金の男性は、62万円<sup>5</sup>の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30万円と41万円にピークがある分布となっている。厚生年金の女性は、22万円にピークがある分布となっている。平成21(2009)年度の分布と比較すると、男性では、被保険者数の総数が増加する中で、9.8万円以下、14.2万円以上18万円以下、28万円以上で被保険数が増加する一方、それ以外では減少している。女性では、被保険者数の総数が増加する中で、13.4万円以下で被保険者数が減少する一方、14.2万円以上では増加している。

2-1-12 国共済の男性は、62万円の被保険者数が最も多くなっており、次いで41～47万円が多くなっている。国共済の女性は、22～47万円に広く被保険者が分布している。平成21(2009)年度の分布と比較すると、男性は、被保険者数の総数が減少する中で、10.4万円以上14.2万円以下、17万円以上18万円以下、41万円以上59万円以下で増加する一方、それ以外では減少している。女性は、被保険者数の総数が増加する中で、11万円以上15万円以下、22万円以上で増加する一方、それ以外では減少している。

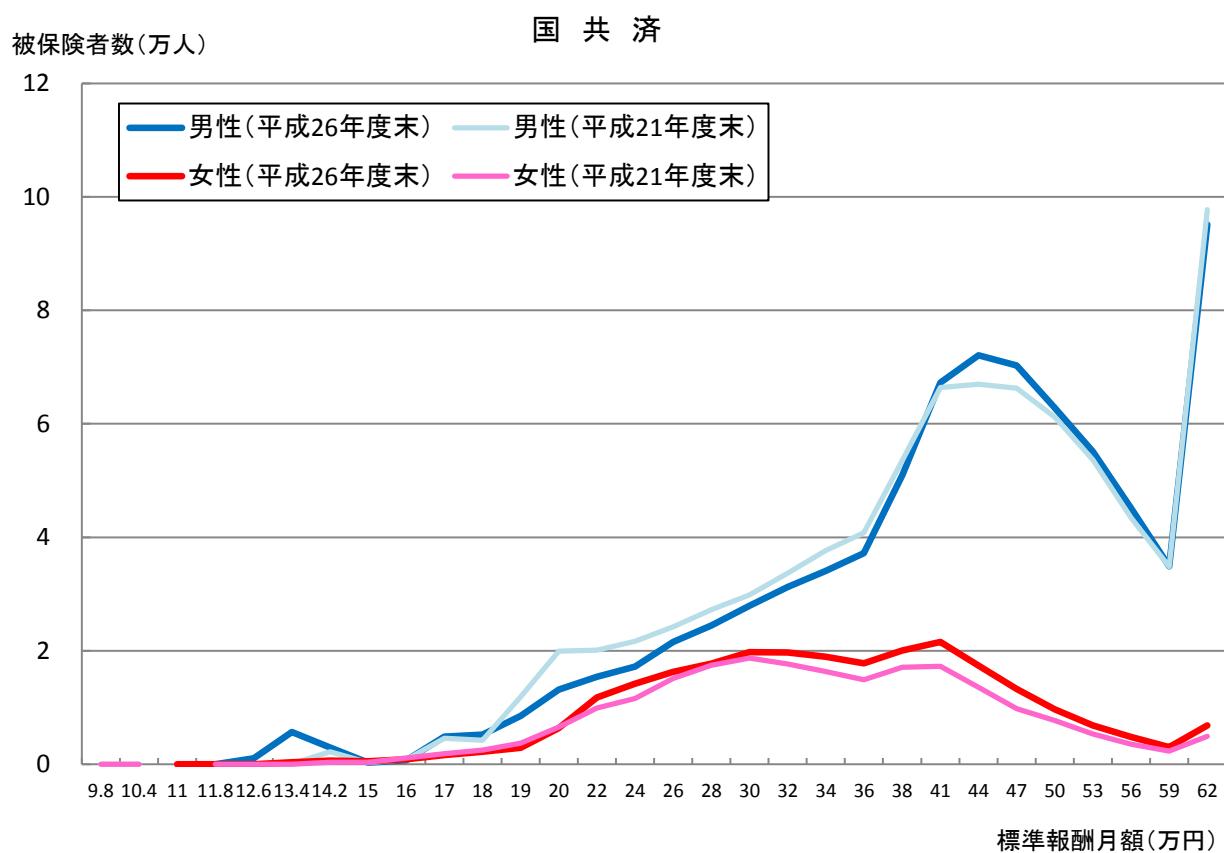
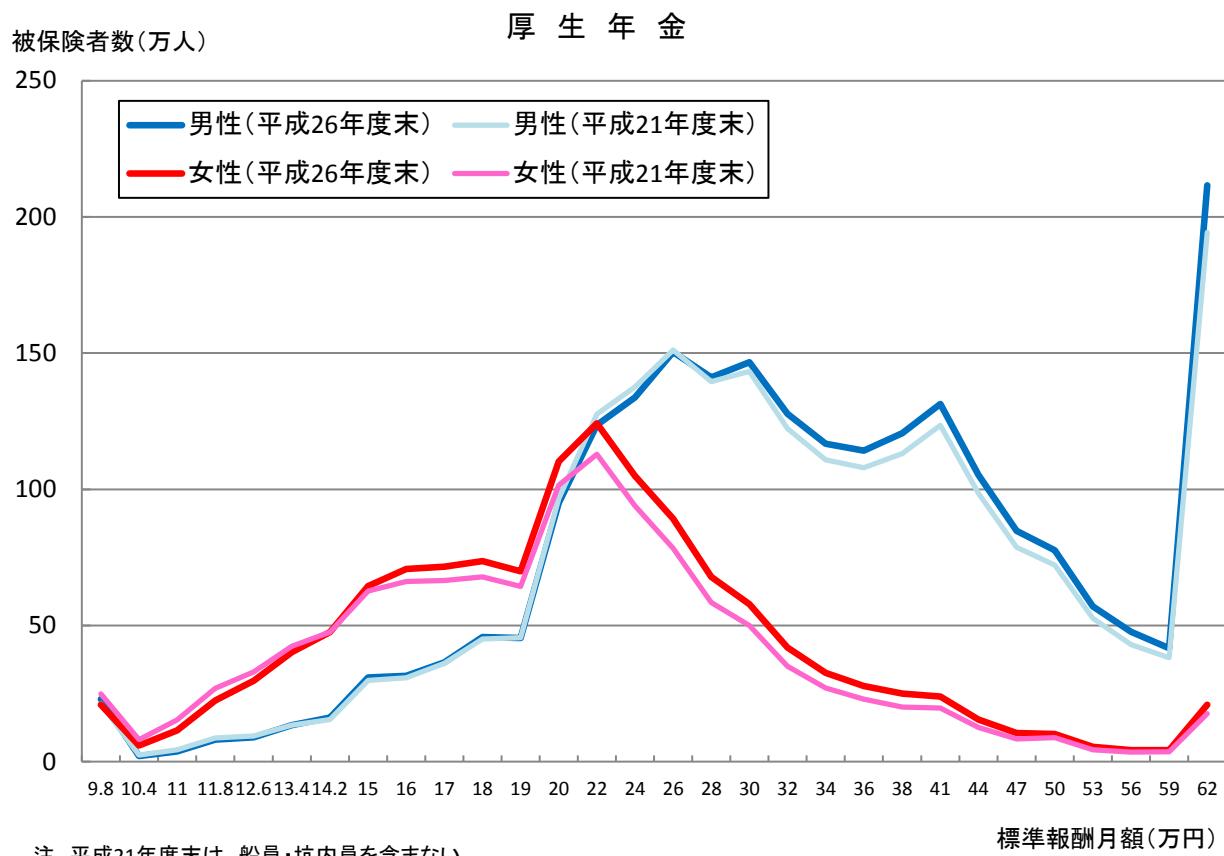
2-1-13 地共済では、男性、女性ともに、給料月額42万円以上43万円未満の被保険者数が最も多くなっている。地共済の給料月額の分布では、男性と女性でグラフの形状が似通ったものとなっていることが特徴的である。平成21(2009)年度の分布と比較すると、男性では、被保険者数の総数が減少する中で、7.9万円以上9万円未満、10万円以上11万円未満、14万円以上26万円未満、28万円以上29万円未満、31万円以上35万円未満、36万円以上38万円未満で増加する一方、それ以外では減少している。女性では、被保険者数の総数が増加する中で、7.9万円以上8万円未満、12万円以上14万円未満、15万円以上25万円未満、30万円以上38万円未満、42万円以上44万円未満、49.6万円以上で増加する一方、それ以外では減少している。

2-1-14 私学共済の男性は、全体の2割以上が62万円に集中しているのが特徴的である。一方、女性は22万円にピークがある分布となっている。平成21(2009)年度の分布と比較すると、男性は被保険者数の総数が増加する中で、50万円以上で減少しているのに対し、女性は、被保険者数の総数が増加する中で、概ね全ての標準報酬月額で増加している。

<sup>4</sup> 地共済については、(1.25倍していない)給料月額別の組合員数である。

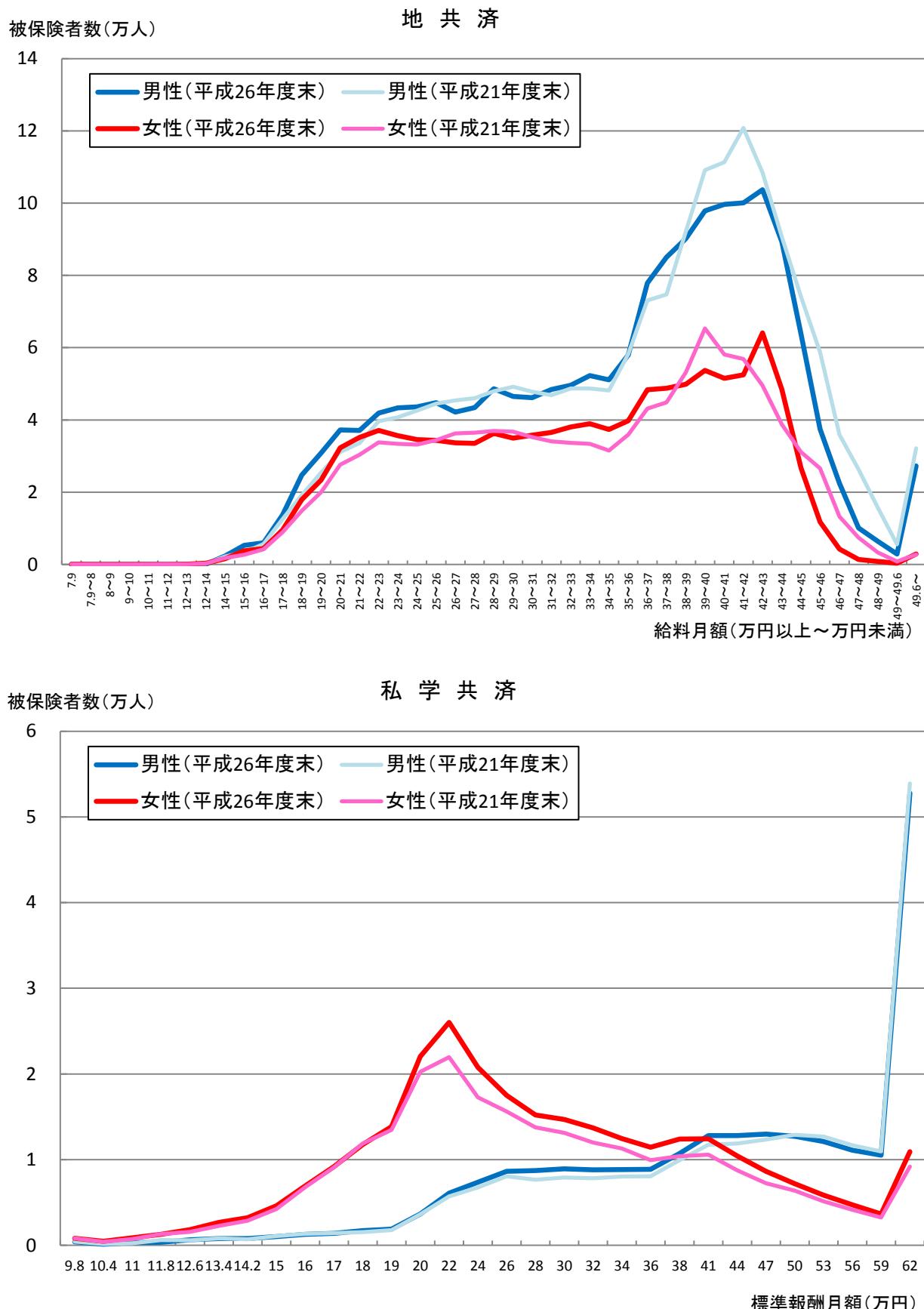
<sup>5</sup> 62万円は標準報酬月額の上限である。なお、年度末における全厚生年金被保険者の標準報酬月額の平均の2倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加できることとされている。

図表 2-1-9 標準報酬月額別被保険者数の分布



【次頁へ続く】

図表 2-1-9 標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



## 6 標準報酬総額

### 2-1-15 被用者年金の平成26(2014)年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）

は、図表2-1-10に示すとおり、厚生年金157.0兆円、国共済6.8兆円、地共済18.8兆円、私学共済2.9兆円であった。標準報酬総額の推移をみると、平成26(2014)年度は、各制度ともに増加している。

図表2-1-10 標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

年度	厚生年金 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	被用者年金 制度計 億円
平成(西暦) 17(2005)	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1,806,849
18(2006)	1,516,357	70,337	218,829	26,827	1,832,350
19(2007)	1,548,385	69,827	213,998	27,109	1,859,319
20(2008)	1,560,260	69,815	207,916	27,462	1,865,454
21(2009)	1,492,011	68,463	198,596	27,600	1,786,670
22(2010)	1,492,051	67,137	192,503	27,788	1,779,480
23(2011)	1,499,487	67,065	190,187	28,041	1,784,781
24(2012)	1,508,544	64,964	187,618	28,272	1,789,398
25(2013)	1,529,641	64,500	182,105	28,572	1,804,817
26(2014)	1,569,605	67,505	187,571	29,091	1,853,773

対前年度増減率(%)					
17(2005)	1.3	△0.1	△1.5	0.9	0.9
18(2006)	2.0	△0.4	△1.7	1.3	1.4
19(2007)	2.1	△0.7	△2.2	1.1	1.5
20(2008)	0.8	△0.0	△2.8	1.3	0.3
21(2009)	△4.4	△1.9	△4.5	0.5	△4.2
22(2010)	0.0	△1.9	△3.1	0.7	△0.4
23(2011)	0.5	△0.1	△1.2	0.9	0.3
24(2012)	0.6	△3.1	△1.4	0.8	0.3
25(2013)	1.4	△0.7	△2.9	1.1	0.9
26(2014)	2.6	4.7	3.0	1.8	2.7

注1 年度間累計の額である。

注2 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

## 7 年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート分析

2-1-16 各制度の標準報酬の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート<sup>6</sup>（同じ出生年度の集団）に着目して、平成25（2013）年度から平成26（2014）年度にかけての標準報酬総額の動向及びその要因を分析する。

### （1）分析方法

2-1-17 この分析においては、各年齢における標準報酬総額(推計値)を

$$\begin{aligned} & \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{年度末被保険者数} \\ & = (\text{1人当たり標準報酬月額} \times 12 + \text{1人当たり標準賞与額}) \times \text{年度末被保険者数} \end{aligned}$$

で算出し、年齢別のコーホート増減額を推計する<sup>7</sup>。

2-1-18 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・まず、平成25（2013）年度の年齢別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを平成26（2014）年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分<sup>8</sup>」とする。
- ・次に、1人当たり標準報酬額を平成25（2013）年度における1歳上の年齢の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成25（2013）年度と同一年齢の平成26（2014）年度の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

---

<sup>6</sup> 年齢別コーホートは、年度末時点での年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、平成25（2013）年度末に29歳であった者の集団が平成26（2014）年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「n-1年度末にx-1歳」であった者が「n年度末にx歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、n年度末の年齢（x歳）を基準として表記している。

<sup>7</sup> ここで、1人当たり標準報酬月額は年度末の数値を、1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者に係る年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除した数値を用いている（年度中の新規加入者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなることが考えられるほか、年度中の脱退者に係る標準賞与額は算出の対象に入らない）。推計された標準報酬総額（推計値）は、各月の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額がすべて累積される標準報酬総額の実績とは一致しないが、年齢階級別標準報酬総額の動向を分析するため、ここでは、年金数理部会においてヒアリングしていない実績のかわりに上記推計値を用いて分析を行う。

<sup>8</sup> 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

## (2) 分析結果

2-1-19 図表 2-1-11 上段の総増減額についてみると、被用者年金制度計の標準報酬総額（推計値）は、平成 25(2013)年度から平成 26(2014)年度にかけて増加している。コーホート別にみると、平成 26(2014)年度末に 55～64 歳、65 歳以上の各コーホートで減少する一方、54 歳以下の各コーホートで増加している。厚生年金、国共済、地共済及び私学共済のコーホート別の状況も同様である。

2-1-20 次に、要因分析の結果(下の 3 段)を見る。厚生年金男性の場合、年齢計では「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」3 つの要因全てが増加要因となっている。コーホート別にみると、54 歳以下の各コーホートで 3 つの要因全てが増加要因となる一方、55 歳以上の各コーホートでは「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が減少要因となっており、コーホートにより状況が異なっている。

2-1-21 厚生年金女性の場合は、年齢計では 3 つの要因全てが増加要因となっている。コーホート別にみると、「人数の変化分」が 25～34 歳、55 歳以上の各コーホートで減少要因となっている。この 25～34 歳のコーホートでの「人数の変化分」による減少は、出産・育児等での離職が多いことが反映されたものと考えられる。また、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 45～54 歳、55～64 歳の各コーホートで減少要因となっている。

2-1-22 国共済の場合は、年齢計では 3 つの要因全てが増加要因となっている。前年度は減少要因であった「マクロベースの賃金の変化分」が増加要因になっているが、これは、国家公務員の給与の特例減額の期間中であった平成 25(2013)年度末と終了後の平成 26(2014)年度末と比較であるためである。

2-1-23 地共済の場合は、年齢計では「人数の変化分」が減少要因となっており、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」が増加要因となっている。「マクロベースの賃金の変化分」が増加要因となっているのは、平成 25(2013)年度末は、国家公務員の給与の特例減額に準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応がなされていたことによるものである。

2-1-24 私学共済の場合は、年齢計では、「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加要因となる一方、「マクロベースの賃金の変化分」が減少要因となっている。コーホート別にみると、「マクロベースの賃金の変化分」は 34 歳以下を除く各コーホートで減少要因となっている。また、厚生年金女性と同様に、出産・育児等での離職が多いと考えられる 25～34 歳のコーホートで「人数の変化分」が減少要因となっている。

図表 2-1-11 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコー ホート増減額の要因分析  
 (平成 25(2013)年度→平成 26(2014)年度)

年齢階級 (平成26年度末)	厚生年金 男性 (推計値)	厚生年金 女性 (推計値)	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	被用者年金 制度計 (推計値)	
総 増 減 額	～24歳	12,988	10,360	953	2,104	606	27,011
	25～34歳	16,011	1,631	1,166	3,514	139	22,460
	35～44歳	12,346	4,213	1,691	3,336	261	21,848
	45～54歳	7,703	4,069	915	2,916	173	15,776
	55～64歳	△ 10,354	△ 2,318	△ 869	△ 5,075	△ 151	△ 18,767
	65歳～	△ 8,653	△ 2,386	△ 153	△ 128	△ 473	△ 11,793
	計	30,041	15,569	3,703	6,667	554	56,535
人 数 の 変 化 分	～24歳	10,239	8,039	564	1,719	449	21,010
	25～34歳	6,715	△ 205	168	1,372	△ 98	7,954
	35～44歳	3,974	2,949	136	93	99	7,250
	45～54歳	2,769	2,637	△ 454	△ 358	128	4,723
	55～64歳	△ 4,175	△ 1,961	△ 1,200	△ 6,529	△ 80	△ 13,944
	65歳～	△ 8,314	△ 2,494	△ 161	△ 149	△ 444	△ 11,562
	計	11,209	8,965	△ 946	△ 3,851	54	15,431
年 賃 金 上 昇 に 伴 う	～24歳	2,337	2,015	238	219	138	4,947
	25～34歳	6,774	1,469	395	994	184	9,815
	35～44歳	7,031	464	548	1,259	184	9,487
	45～54歳	1,726	△ 246	286	711	100	2,578
	55～64歳	△ 9,244	△ 1,190	△ 63	△ 238	△ 32	△ 10,766
	65歳～	△ 649	19	42	85	△ 12	△ 516
	計	7,975	2,532	1,446	3,030	562	15,545
マ 賃 金 口 の 変 化 ス 分 の	～24歳	412	306	150	166	19	1,053
	25～34歳	2,522	366	602	1,148	53	4,691
	35～44歳	1,341	800	1,007	1,984	△ 22	5,111
	45～54歳	3,207	1,678	1,083	2,562	△ 55	8,475
	55～64歳	3,064	833	394	1,691	△ 39	5,943
	65歳～	310	88	△ 33	△ 63	△ 16	286
	計	10,857	4,072	3,203	7,489	△ 61	25,558

注1 年齢階級は、各コー ホートの平成26年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

## 第2節 受給権者の現状及び推移

### 1 受給権者数

#### (1) 受給権者数

2-2-1 平成 26(2014)年度末の受給権者数は、図表 2-2-1 に示すとおり、厚生年金 3,526 万人、国共済 126 万人、地共済 298 万人、私学共済 44 万人、国民年金<sup>9</sup>3,300 万人であった。

2-2-2 受給権者数の推移をみると、各制度とも増加傾向が続いている。平成 26(2014)年度の増加率は、厚生年金 2.0%、国共済 1.4%、地共済 2.1%、私学共済 4.6%となつておらず、被用者年金全制度で平成 25(2013)年度に比べ増加率が大きくなっているが、これはむしろ、平成 25(2013)年度の増加率が小さかったためである。その原因は、平成 25(2013)年度については、当該年度より厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳となったことが影響しており、特に、男女ともに支給開始年齢が 61 歳となった共済年金各制度については、増減率に与えた影響が大きくなっていた。

2-2-3 これらは、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有する等 1 人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数<sup>10</sup>は、3,991 万人である。なお、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が 2 人いた場合、1 人分の遺族年金に対し受給権者数は 3 人となることも留意が必要である。

---

<sup>9</sup> 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

<sup>10</sup> 福祉年金受給権者を含む数値である。

図表 2-2-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金				
平成 (西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	14,448	633	266	778	1,747	173
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224
17 (2005)	25,110			984	2,289	281
18 (2006)	26,155			1,009	2,345	293
19 (2007)	27,502			1,046	2,436	309
20 (2008)	29,072			1,094	2,543	329
21 (2009)	30,581			1,139	2,645	348
22 (2010)	31,982			1,178	2,742	370
23 (2011)	33,034			1,210	2,830	389
24 (2012)	34,053			1,243	2,915	409
25 (2013)	34,555			1,245	2,919	421
26 (2014)	35,258			1,262	2,981	440

対前年度増減率(%)

17 (2005)	3.6	2.3	2.2	3.6	4.1
18 (2006)	4.2	2.5	2.4	4.5	4.2
19 (2007)	5.1	3.6	3.9	5.5	3.8
20 (2008)	5.7	4.6	4.4	6.2	4.0
21 (2009)	5.2	4.1	4.0	5.8	3.1
22 (2010)	4.6	3.5	3.7	6.5	2.0
23 (2011)	3.3	2.7	3.2	5.1	2.7
24 (2012)	3.1	2.7	3.0	5.2	4.1
25 (2013)	1.5	0.2	0.1	2.8	3.6
26 (2014)	2.0	1.4	2.1	4.6	3.2

注 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

## (2) 受給者数

2-2-4 図表 2-2-2 は、受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止<sup>11</sup>されている者を除く人数）の推移をしたものである。受給権者数の動向と概ね同様の傾向となっているが、近年は、被用者年金制度において、受給権者数よりも伸び率が若干高くなる傾向にある。

図表 2-2-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金				
平成 7 (西暦) 1995)	千人 13,621	千人 ...	千人 258	千人 1,680	千人 158	千人 14,751
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207
17 (2005)	23,156			956	2,206	259
18 (2006)	24,043			980	2,253	273
19 (2007)	25,226			1,016	2,325	287
20 (2008)	26,684			1,059	2,426	305
21 (2009)	28,141			1,105	2,520	323
22 (2010)	29,433			1,144	2,613	345
23 (2011)	30,479			1,174	2,700	363
24 (2012)	31,535			1,206	2,783	384
25 (2013)	32,164			1,215	2,826	401
26 (2014)	32,932			1,232	2,882	421

対前年度増減率(%)						
17 (2005)	3.7		2.4	2.5	4.8	4.2
18 (2006)	3.8		2.5	2.1	5.2	4.2
19 (2007)	4.9		3.7	3.2	5.3	3.8
20 (2008)	5.8		4.2	4.3	6.3	3.9
21 (2009)	5.5		4.3	3.9	5.8	3.1
22 (2010)	4.6		3.5	3.7	6.7	2.0
23 (2011)	3.6		2.7	3.3	5.3	2.7
24 (2012)	3.5		2.7	3.1	5.9	4.1
25 (2013)	2.0		0.8	1.6	4.2	3.6
26 (2014)	2.4		1.4	2.0	5.2	3.2

注 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

<sup>11</sup> 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額または一部が支給停止となることがある。例えば、遺族年金では、配偶者と子は同順位の受給権者であるが、配偶者が受給している間、子は全額支給停止となっている。

## 2 受給権者数の年金種別別構成

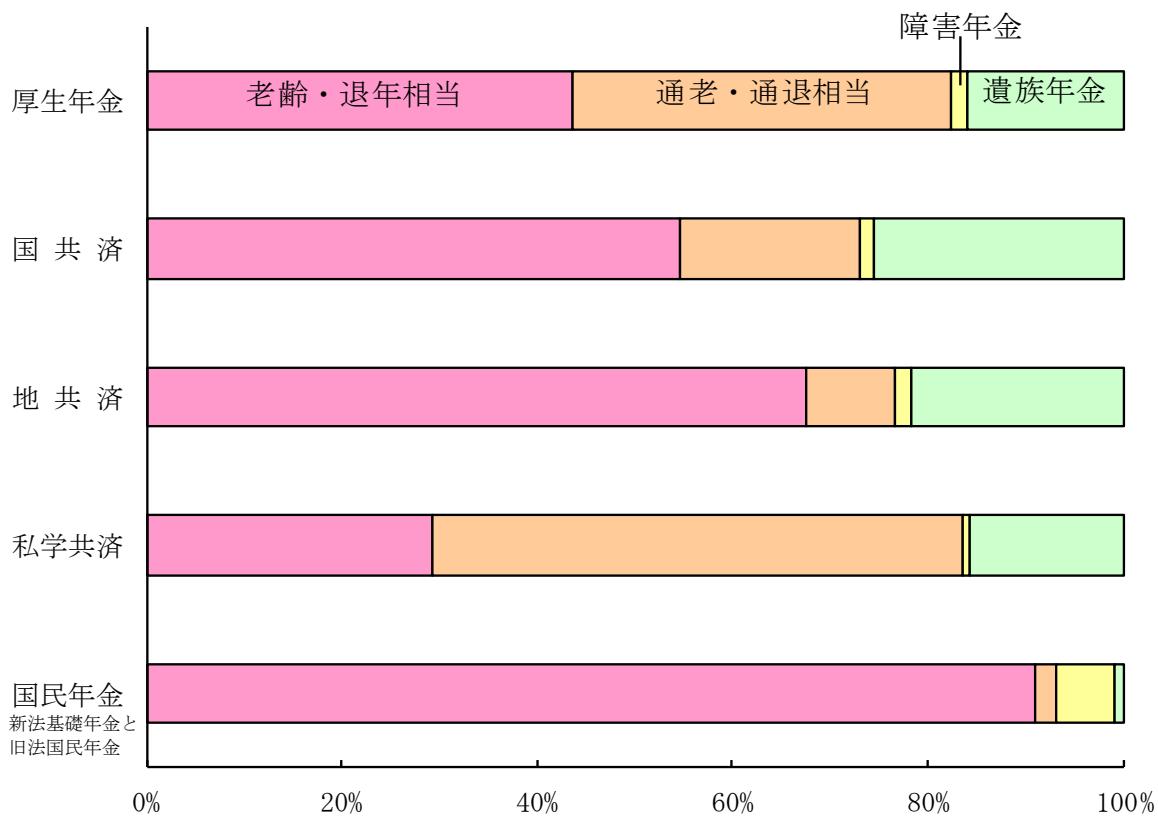
### 2-2-5 受給権者数を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金<sup>12</sup>（以下「老齢・退年相当<sup>13</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>14</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-2-6 受給権者数の年金種別別構成をみると、図表2-2-3及び図表2-2-4に示すように、ほとんどの制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きい等、制度によって、その構成にはかなりの違いが見られる。

図表2-2-3 受給権者数の年金種別別構成 一平成26(2014)年度末一



<sup>12</sup> 国民年金及び厚生年金は老齢年金、共済は退職年金であるため、「老齢・退職年金」としている。

<sup>13</sup> 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことである。

<sup>14</sup> 「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

2-2-7 年金種別別にみた受給権者数の構成比をみると、厚生年金では、老齢・退年相当の割合が 43.7%と最も大きく、次いで通老・通退相当が 38.7%となっている。遺族年金は 15.9%、障害年金は 1.7%となっている。

2-2-8 国共済及び地共済では、老齢・退年相当の割合がそれぞれ 54.8%、67.5%となっており、他制度に比べて大きい。また、通老・通退相当は、それぞれ 18.4%、9.2%と、厚生年金の 38.7%や私学共済の 54.4%に比べて小さい。

2-2-9 私学共済では、老齢・退年相当の割合が 29.3%であるのに対し、通老・通退相当が 54.4%と 5割強を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっていることが、他制度に比べ特徴的である。

2-2-10 国民年金では、老齢・退年相当が 91.1%で、全体の 9 割を占めている。また、遺族年金が 0.8%と被用者年金に比べて小さく、障害年金の 5.9%よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金<sup>15</sup>の受給権が、基本的には 18 歳未満の子<sup>16</sup>または 18 歳未満の子を持つ配偶者<sup>17</sup>にしか発生しないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が発生する。

---

<sup>15</sup> 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

<sup>16</sup> 18 歳未満の子とは、正確には、18 歳に到達した年度の末日までにある子または 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことを意味する。

<sup>17</sup> 平成 25(2013)年度まで妻であったが、平成 26(2014)年度から配偶者となっている。

図表 2-2-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 一平成 26(2014)年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	35,258	1,262	2,981	440	32,997
老齢・退職年金	15,422	691	2,012	129	30,069
老齢・退年相当	13,662	232	273	239	712
通老・通退相当					
障害年金	584	18	51	3	1,959
遺族年金	5,590	321	645	69	257
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	43.7	54.8	67.5	29.3	91.1
老齢・退年相当	38.7	18.4	9.2	54.4	2.2
通老・通退相当					
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.6	5.9
遺族年金	15.9	25.4	21.6	15.7	0.8
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	32,932	1,232	2,882	421	32,409
老齢・退職年金	14,581	679	1,977	119	29,768
老齢・退年相当	12,715	228	266	231	710
通老・通退相当					
障害年金	404	11	26	3	1,827
遺族年金	5,232	313	614	69	105
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	44.3	55.1	68.6	28.2	91.8
老齢・退年相当	38.6	18.5	9.2	54.9	2.2
通老・通退相当					
障害年金	1.2	0.9	0.9	0.6	5.6
遺族年金	15.9	25.4	21.3	16.3	0.3

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

### 3 年金総額

#### (1) 年金総額

**2-2-11 図表 2-2-5** は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。平成 26(2014) 年度末の年金総額は、厚生年金 26.9 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.7 兆円、私学共済 0.3 兆円、国民年金<sup>18</sup>21.7 兆円となって いる。公的年金制度全体では 55.2 兆円であった。

**2-2-12** 平成 26(2014) 年度末の年金総額は、平成 25(2013) 年度末に比べ厚生年金及び国 共済において減少している。これには、平成 25(2013) 年 10 月から段階的に特例水準 の解消<sup>19</sup>が行われていることが影響していると考えられる。

**図表 2-2-5 受給権者の年金総額の推移**

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年 金制度計	国民年 金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年 金 制度全体
平成 (西暦) 7 (1995)	億円 183,438	億円 16,845	億円 40,053	億円 1,922	億円 242,258	億円 79,731	億円 321,989
12 (2000)	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18 (2006)	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19 (2007)	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20 (2008)	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21 (2009)	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23 (2011)	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24 (2012)	279,061	17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25 (2013)	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
26 (2014)	268,547	16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2	2.7
18 (2006)	1.0	0.1	0.7	3.0	0.9	4.9	2.2
19 (2007)	0.9	△0.3	0.9	2.0	0.9	4.7	2.1
20 (2008)	2.4	0.8	2.2	3.0	2.3	4.8	3.1
21 (2009)	2.2	1.1	2.3	3.5	2.2	3.9	2.8
22 (2010)	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7	1.8
23 (2011)	1.6	0.1	1.5	2.6	1.5	3.1	2.1
24 (2012)	0.1	△0.1	1.0	2.4	0.2	4.6	1.8
25 (2013)	△3.3	△6.0	△6.2	△1.9	△3.8	3.3	△1.2
26 (2014)	△0.5	△1.1	0.0	1.7	△0.4	3.1	1.0

注1 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済を含む。

注2 厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

<sup>18</sup> 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分は含まれていない。

<sup>19</sup> 第1章第2節6(3)参照。

2-2-13 全額支給停止されている年金額を除いた受給者ベースでみると、図表2-2-6に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、平成26(2014)年度で53.4兆円となる。なお、受給者ベースの年金総額は、一部が支給停止となっている年金については、支給停止前の年金額となっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではないことには留意が必要である。

図表2-2-6 受給者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
18 (2006)	242,932	17,200	44,457	2,588	307,178	158,168	465,346
19 (2007)	244,254	17,170	44,615	2,651	308,690	165,637	474,327
20 (2008)	249,461	17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611
21 (2009)	255,333	17,445	46,489	2,834	322,101	180,421	502,522
22 (2010)	258,761	17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
23 (2011)	263,023	17,391	47,645	2,989	331,049	191,168	522,216
24 (2012)	263,902	17,375	48,112	3,089	332,477	199,912	532,389
25 (2013)	256,672	16,429	45,677	3,107	321,886	206,546	528,432
26 (2014)	255,993	16,237	45,578	3,179	320,988	213,040	534,028

対前年度増減率(%)

17 (2005)	2.0	0.3	1.3	4.4	1.8	5.3	2.9
18 (2006)	0.8	0.1	0.4	3.9	0.8	5.0	2.1
19 (2007)	0.5	△0.2	0.4	2.4	0.5	4.7	1.9
20 (2008)	2.1	0.4	2.0	3.5	2.0	4.8	3.0
21 (2009)	2.4	1.2	2.1	3.3	2.3	3.9	2.8
22 (2010)	1.3	△0.3	0.9	2.6	1.2	2.7	1.7
23 (2011)	1.6	0.0	1.6	2.8	1.6	3.1	2.1
24 (2012)	0.3	△0.1	1.0	3.3	0.4	4.6	1.9
25 (2013)	△2.7	△5.4	△5.1	0.6	△3.2	3.3	△0.7
26 (2014)	△0.3	△1.2	△0.2	2.3	△0.3	3.1	1.1

## (2) 年金総額の年金種別別構成

2-2-14 年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の構成比をみると、図表 2-2-7 に示すように、各制度とも老齢・退年相当が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金各制度では 7 割程度であるのに対し、国民年金では 9 割と大きい。

被用者年金制度間で比較すると、私学共済は通老・通退相当が 18.6% と、他の被用者年金制度に比べ大きくなっている。また、被用者年金制度では、遺族年金が 15 ~25% となっているのに対し、障害年金は 2% 未満という状況であるが、国民年金では、遺族年金が 0.9%、障害年金が 7.8% と、2-2-10 で述べたのと同様の違いがみられる。

図表 2-2-7 年金種別別にみた年金総額 一平成 26(2014) 年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	268,547	16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046
老齢・退職年金	184,810	11,726	35,976	2,207	234,718	196,342	431,060
老齢・退年相当							
通老・通退相当	25,559	400	789	627	27,375	1,578	28,953
障害年金	4,463	194	629	29	5,314	16,853	22,167
遺族年金	53,717	4,291	9,463	502	67,973	1,890	69,862
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	68.8	70.6	76.8	65.6	70.0	90.6	78.1
老齢・退年相当							
通老・通退相当	9.5	2.4	1.7	18.6	8.2	0.7	5.2
障害年金	1.7	1.2	1.3	0.8	1.6	7.8	4.0
遺族年金	20.0	25.8	20.2	14.9	20.3	0.9	12.7
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	255,993	16,237	45,578	3,179	320,988	213,040	534,028
老齢・退職年金	176,908	11,525	35,401	2,053	225,887	194,669	420,556
老齢・退年相当							
通老・通退相当	23,890	385	760	601	25,637	1,574	27,211
障害年金	2,966	120	325	26	3,437	15,786	19,222
遺族年金	52,229	4,204	9,092	499	66,024	1,012	67,036
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	69.1	71.0	77.7	64.6	70.4	91.4	78.8
老齢・退年相当							
通老・通退相当	9.3	2.4	1.7	18.9	8.0	0.7	5.1
障害年金	1.2	0.7	0.7	0.8	1.1	7.4	3.6
遺族年金	20.4	25.9	19.9	15.7	20.6	0.5	12.6

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

#### 4 老齢・退年相当の受給権者

2-2-15 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その男女構成、平均年齢、平均年金月額等の状況をみる。

##### (1) 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢

2-2-16 平成26(2014)年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、図表2-2-8に示すとおり、厚生年金1,542人、国共済69万人、地共済201万人、私学共済13万人、国民年金3,007万人であった。老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が39.4%で最も大きく、次いで地共済、厚生年金の順となっており、国共済が16.6%で最も小さい。また、国民年金は56.2%となっている。

平均年齢は、各制度とも72~75歳程度である。私学共済が72.7歳で最も低く、国民年金が75.1歳で最も高くなっている。

2-2-17 なお、図表中「公的年金制度全体31,595千人(老齢基礎年金等受給権者数)」はあるのは、老齢・退年相当の受給権を有する65歳以上の者(老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。)の人数<sup>20</sup>である。

図表2-2-8 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢 ー平成26(2014)年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数 計	15,422	691	2,012	129	30,069	31,595
男性	10,404	577	1,313	78	13,156	老齢基礎 年金等受 給権者数
女性	5,018	115	698	51	16,914	
女性割合(%)	32.5	16.6	34.7	39.4	56.2	
平均年齢 計	歳 72.8	歳 74.9	歳 73.3	歳 72.7	歳 75.1	
男性	72.4	74.5	73.1	72.2	74.2	
女性	73.7	76.7	73.8	73.6	75.8	

注 平均年齢は、年度末の年齢(月数を考慮しないベース)を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

<sup>20</sup> 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

## (2) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-2-18 平成26(2014)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額<sup>21</sup>（老齢基礎年金分を含む）をみると、図表2-2-9に示すとおり、地共済が最も高く19.1万円、次いで私学共済18.8万円、国共済18.6万円、厚生年金14.5万円（厚生年金基金が代行している部分も含む）の順となっている。国民年金では5.4万円である。

2-2-19 平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」だけ高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性の平均年金月額は男性に比べ低いため（図表2-2-9中段参照）、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること等に留意する必要がある。

2-2-20 平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額または増額されている者
  - ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者<sup>22</sup>
- を除くと、地共済20.7万円、私学共済20.2万円、国共済20.1万円、厚生年金15.4万円（厚生年金基金が代行している部分も含む）となる（図表2-2-9の下段参照）。

2-2-21 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均は5.7万円である。

2-2-22 平成26(2014)年度末の女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると、厚生年金は10.2万円で男性（16.5万円）のほぼ6割の水準である。これに対し、国共済や地共済では87%程度となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬額の男女間の差が小さいためと考えられる。

---

<sup>21</sup> 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照。

<sup>22</sup> 65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、2-2-2で述べたとおり、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、平成25(2013)年度から61歳に引き上げられている。

図表 2-2-9 老齢・退年相当の平均年金月額 一平成26(2014)年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414
男性	165,450	190,259	200,389	206,699	58,218
女性	102,252	164,873	174,023	159,223	51,455
女 (男=100)	61.8	86.7	86.8	77.0	88.4
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	403	427	425	395	373
男性	442	431	439	405	410
女性	323	409	400	377	345
繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円 <sup>注2</sup> 〔老齢基礎 年金平均 年金月額〕
計	154,261	200,750	206,783	202,302	56,916 5.7万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの

定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

## (3) 1人当たり保険料と平均年金月額

2-2-23 被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を同じ時点で比較したものが図表2-2-10である。ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成26(2014)年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

2-2-24 平成26(2014)年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり月額6.4万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者の年金額は、平均で月額14.5万円という状況である。国共済、地共済、私学共済は、それぞれ、被保険者1人当たり月額9.0万円、9.3万円、6.5万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金額は、月額18.6万円、19.1万円、18.8万円と、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。

図表2-2-10 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）  
—平成26(2014)年度（末）—

区分		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
○被保険者					
1人当たり標準報酬額 (平成26年度、総報酬ベース・月額)	①	363,465 円	531,618 円	551,204 円	466,808 円
保険料率 (平成26年9月)	②	17.474 %	16.924 %	16.924 %	14.000 %
1人当たり保険料 (総報酬ベース・月額)	①×②	63,512 円	89,971 円	93,286 円	65,353 円
○老齢・退年相当の受給権者					
平均年金月額 (平成26年度末、老齢基礎年金分を含む)		144,886 円	186,052 円	191,237 円	187,961 円
平均加入期間(平成26年度末)		403 月	427 月	425 月	395 月

#### (4) 本来支給、特別支給の平均年金月額

2-2-25 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6（1994）年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性の場合、平成25（2013）年度には定額部分の支給はなくなった。報酬比例部分については、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、平成25（2013）年度から61歳に引き上げられ、今後、段階的引上げが続いている。こうした状況<sup>23</sup>を示したものが図表2-2-11である。

2-2-26 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成26（2014）年度末で厚生年金15.7万円、国共済20.0万円、地共済20.6万円、私学共済20.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-2-27 65歳未満の新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13（2001）年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられ、平成25（2013）年度においては、厚生年金の女性の63歳～64歳を除き、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。

---

<sup>23</sup> 用語解説参考図表4を参照。

図表 2-2-11 老齢・退年相当の平均年金額（詳細版）－平成 26(2014)年度末－

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕		99,862 [ 144,886 ]	141,373 [ 186,052 ]	149,031 [ 191,237 ]	142,629 [ 187,961 ]
新法部分	60歳未満			131,005	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	...	100,571 [ 143,385 ]	133,924 [ 134,486 ]	91,474 [ 133,550 ]
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	...	122,430 [ 124,384 ]	130,884 [ 131,096 ]	117,236 [ 117,641 ]
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	...	121,367 [ 123,218 ]	130,835 [ 130,989 ]	115,660 [ 115,660 ]
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	...	121,406 [ 123,548 ]	139,069 [ 139,184 ]	112,723 [ 112,723 ]
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	...	121,847 [ 124,128 ]	140,561 [ 140,634 ]	113,798 [ 113,798 ]
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	98,760 [ 156,615 ]	137,358 [ 199,788 ]	144,362 [ 205,954 ]	148,344 [ 206,860 ]
	旧法部分	151,509	179,525	202,127	163,827
			148,769	142,675	137,020
男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕		117,957 [ 165,450 ]	144,644 [ 190,259 ]	155,613 [ 200,389 ]	159,839 [ 206,699 ]
新法部分	60歳未満			133,755	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	...	101,356 [ 144,127 ]	134,988 [ 135,559 ]	104,669 [ 144,285 ]
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	...	124,818 [ 126,903 ]	134,641 [ 134,973 ]	127,977 [ 128,322 ]
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	...	123,911 [ 125,945 ]	134,912 [ 135,154 ]	125,030 [ 125,030 ]
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	...	124,249 [ 126,593 ]	147,986 [ 148,163 ]	123,683 [ 123,683 ]
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	...	124,909 [ 127,416 ]	149,642 [ 149,751 ]	124,939 [ 124,939 ]
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	118,687 [ 178,445 ]	141,226 [ 203,924 ]	152,867 [ 215,203 ]	167,632 [ 226,928 ]
	旧法部分	204,032	186,636	216,310	197,425
			150,787	159,613	146,377
女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金額 〔基礎年金分を含む〕		62,348 [ 102,252 ]	124,900 [ 164,873 ]	136,649 [ 174,023 ]	116,180 [ 159,223 ]
新法部分	60歳未満			126,603	
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	...	87,011 [ 130,446 ]	112,416 [ 112,515 ]	80,678 [ 124,598 ]
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	...	106,291 [ 107,366 ]	124,384 [ 124,385 ]	98,509 [ 99,022 ]
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	...	105,163 [ 105,869 ]	123,871 [ 123,874 ]	98,890 [ 98,890 ]
	63歳 〔基礎年金分を含む〕	...	103,808 [ 104,707 ]	122,862 [ 122,865 ]	94,651 [ 94,651 ]
	64歳 〔基礎年金分を含む〕	...	102,220 [ 103,070 ]	122,653 [ 122,653 ]	94,858 [ 94,858 ]
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	54,793 [ 108,448 ]	116,779 [ 177,724 ]	125,772 [ 185,760 ]	117,132 [ 174,467 ]
	旧法部分	107,870	160,157 87,918	190,433 122,035	153,260 130,022

注1 [ ]内は基礎年金額（国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値）を加算（私学共済の60及び61歳については報酬比例部が繰り上げた者について加算）した平均年額である。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

## (5) 老齢・退年相当の平均年金月額の推移

2-2-28 図表2-2-12は、老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を示したものである。被用者年金では、平成26(2014)年度の対前年度増減率が、厚生年金0.5%減、国共済で0.4%減、地共済で0.7%減、私学共済で0.1%減となり、引き続き全制度で減少している。一方、国民年金の平均年金月額は、平成24(2012)年度まで増加していたが、平成25(2013)年度から減少し、平成26(2014)年度は、対前年度0.2%減の54,414円となった。以上の要因については、2-2-33で分析している。

図表2-2-12 平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移－老齢・退年相当－

年度末 平成（西暦）	厚生年金 円	国共済 円	地共済 円	私学共済 円	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 円
7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18 (2006)	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19 (2007)	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20 (2008)	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21 (2009)	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23 (2011)	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24 (2012)	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25 (2013)	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544
26 (2014)	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414

対前年度増減率(%)					
17 (2005)	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
18 (2006)	△1.4	△0.5	△0.8	△0.5	0.5
19 (2007)	△2.9	△2.1	△2.5	△2.7	0.7
20 (2008)	△1.5	△1.4	△1.4	△1.7	0.7
21 (2009)	△1.3	△0.7	△1.2	△1.0	0.6
22 (2010)	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
23 (2011)	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.2
24 (2012)	△0.8	△0.4	△0.8	△0.1	0.3
25 (2013)	△1.9	△3.7	△4.3	△1.2	△0.4
26 (2014)	△0.5	△0.4	△0.7	△0.1	△0.2

注 厚生年金の平成7(1995)年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。  
また、平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

2-2-29 図表 2-2-13 は、被用者年金制度の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移を示したものである。平成 26(2014)年度の対前年度増減率が、厚生年金 2.2%減、国共済で 1.7%減、地共済で 1.9%減、私学共済で 1.2%減となり、全制度で減少している。

図表 2-2-13 平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移 －老齢・退年相当－

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成（西暦）	円	円	円	円
7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
18 (2006)	127,147	174,100	187,034	169,826
19 (2007)	121,361	168,702	180,622	163,446
20 (2008)	117,934	164,784	176,538	159,289
21 (2009)	115,293	162,325	173,490	156,894
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
23 (2011)	110,041	155,871	165,966	151,035
24 (2012)	107,123	153,144	162,917	149,183
25 (2013)	102,087	143,745	151,896	144,339
26 (2014)	99,862	141,373	149,031	142,629
対前年度増減率(%)				
17 (2005)	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
18 (2006)	△3.0	△1.5	△1.8	△1.5
19 (2007)	△4.6	△3.1	△3.4	△3.8
20 (2008)	△2.8	△2.3	△2.3	△2.5
21 (2009)	△2.2	△1.5	△1.7	△1.5
22 (2010)	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
23 (2011)	△1.4	△1.4	△1.5	△1.2
24 (2012)	△2.7	△1.7	△1.8	△1.2
25 (2013)	△4.7	△6.1	△6.8	△3.2
26 (2014)	△2.2	△1.7	△1.9	△1.2

注 厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

### (6) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-2-30 平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる。平成26(2014)

年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、図表2-2-14のとおり、厚生年金403月、国共済427月、地共済425月、私学共済395月、国民年金373月となつておらず、国共済を除く制度で長くなっている。

2-2-31 受給権者の平均加入期間の推移をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、近年は年5~8月の増加となっており、平成26(2014)年度末は373月と、平成7(1995)年度末からの19年間で132月伸びている。これは、昭和61年度の基礎年金制度導入前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間（いわゆる「カラ」期間）を有する者の割合が減少していることが考えられる。一方、被用者年金では、厚生年金、私学共済の伸びが年2~3月と、国共済、地共済に比べ高くなっている。

図表2-2-14 受給権者の平均加入期間の推移－老齢・退年相当－

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成7(西暦) 1995)	347	410	405	353	241
12(2000)	364	413	410	366	284
17(2005)	380	420	415	378	322
18(2006)	382	421	416	381	329
19(2007)	385	422	418	382	336
20(2008)	388	423	419	384	342
21(2009)	391	424	420	385	348
22(2010)	394	425	421	387	353
23(2011)	396	425	422	389	358
24(2012)	399	426	423	390	363
25(2013)	401	427	424	392	369
26(2014)	403	427	425	395	373
対前年度増減差					
17(2005)	3	1	1	2	8
18(2006)	2	1	1	3	7
19(2007)	3	1	1	1	7
20(2008)	3	1	1	2	6
21(2009)	3	1	1	1	6
22(2010)	2	1	1	2	5
23(2011)	2	0	1	2	5
24(2012)	3	1	1	1	6
25(2013)	2	1	1	2	5
26(2014)	3	0	1	3	5

注 厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

2-2-32 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、図表2-2-15である<sup>24</sup>。厚生年金の男性では、平成25(2013)年度に7月減少し平成26(2014)年度に11月増加している。また、国共済、地共済及び私学共済では、平成25(2013)年度に増加している。平成25(2013)年度及び平成26(2014)年度の増減については、平成25(2013)年度に厚生年金の男性及び共済年金各制度において、報酬比例部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、平成25(2013)年度の新規裁定者数が、平成24(2012)年度、26(2014)年度に比べ、著しく少ないと<sup>25</sup>留意する必要がある。

図表2-2-15 新規裁定者の平均加入期間の推移－老齢・退年相当－

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	男性	女性				
平成(西暦)	月	月	月	月	月	月
7(1995)	389	409	302		417	377
12(2000)	409	427	331	430	424	384
17(2005)	412	434	344	436	431	396
18(2006)	412	433	346	434	429	396
19(2007)	410	432	348	434	429	398
20(2008)	409	430	349	431	430	398
21(2009)	408	429	350	429	429	399
22(2010)	407	427	352	427	430	399
23(2011)	407	427	354	428	431	398
24(2012)	407	426	355	430	431	400
25(2013)	386	419	357	434	442	408
26(2014)	407	430	358	435	437	407
対前年度増減差						
17(2005)	△1	0	1	0	0	3
18(2006)	0	△1	2	△2	△2	0
19(2007)	△2	△1	2	0	0	2
20(2008)	△1	△2	1	△3	1	0
21(2009)	△1	△1	1	△2	△1	1
22(2010)	△1	△1	2	△2	1	0
23(2011)	△0	△1	1	1	1	△1
24(2012)	△0	△1	2	2	0	2
25(2013)	△20	△7	1	4	11	8
26(2014)	21	11	1	1	△5	△1

注1 厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金、地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注3 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金を受給するようになった場合は、国民年金の新規裁定には計上していない。

<sup>24</sup> 新規裁定者には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)ともに計上されていないこと(このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については、図表2-2-15には反映されていない。)や、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されていること等に留意する必要がある。

<sup>25</sup> 例えれば、厚生年金(老齢年金・加入期間20年以上)の男性の新規裁定者数は、平成24(2012)年度544千人、平成25(2013)年度176千人、平成26(2014)年度402千人となっている。

## (7) 平均年金月額の減少要因

2-2-33 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、最近では減少傾向を示している。その要因として以下のことが考えられる。

### ①報酬比例部分の給付乗率の引下げ

- ・ 紹付乗率の小さい年金が年々加わってくるとともに、紹付乗率の大きい年金が年々減少していくこと。なお、紹付乗率は、昭和2(1927)年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21(1946)年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて遁減するように定められている。

### ②物価スライド

- ・ 平成15(2003)、平成16(2004)、平成18(2006)、平成23(2011)年度、平成24(2012)年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%の引下げであったこと。

### ③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性では、平成13(2001)年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16(2004)年度に62歳、平成19(2007)年度に63歳、平成22(2010)年度に64歳と引き上げられ、平成25(2013)年度は定額部分がなくなったこと。
- ・ 厚生年金の女性では、平成18(2006)年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21(2009)年度に62歳、平成24(2012)年度に63歳と引き上げられていること。

### ④特例水準の解消

- ・ 平成25(2013)年9月分までの年金は、平成12(2000)年度から14(2002)年度にかけての物価下落のなかでも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われ、平成25(2013)年10月に1.0%、平成26(2014)年4月に1.0%解消したこと(第1章第2節6(3)参照)。

### ⑤被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

- ・ 国共済及び地共済については、平成25(2013)年8月分から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の10%とし年間230万円以下の給付(共済年金全体)は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に27%引き下げたこと。

### 第3節 財政収支の現状及び推移

#### 1 平成26年度の財政収支状況

2-3-1 図表2-3-1は、平成26(2014)年度決算における財政収支状況をまとめたものである。本表は、各制度の決算で基準となっている簿価ベースの数値を基本として記載しているが、参考として、財政状況の把握の基本となる時価ベースの数値も併せて記載している。なお、平成26(2014)年4月に、国民年金勘定に福祉年金勘定を統合しており、図表2-3-1の「国民年金勘定」には、旧福祉年金勘定分を含んでいる。

2-3-2 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が32兆5,640億円、国庫・公経済負担が11兆8,143億円、運用収入が簿価ベースで5兆1,041億円、時価ベースで19兆9,678億円等となっている。

国共済及び地共済の収入項目にある追加費用<sup>26</sup>は9,073億円、厚生年金及び国民年金(国民年金勘定)の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金<sup>27</sup>は2,200億円、厚生年金の収入項目にある職域等費用納付金は1,392億円、解散厚生年金基金等徴収金は2兆1,103億円となっている。

2-3-3 厚生年金、国民年金(国民年金勘定)及び国民年金(基礎年金勘定)の収入項目にある積立金より受入<sup>28</sup>は5,039億円となっている。平成26(2014)年度は、厚生年金及び国民年金(国民年金勘定)においては計上されず、国民年金(基礎年金勘定)において5,039億円計上されている。

---

<sup>26</sup> 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用を、国または地方公共団体等が事業主として負担しているものである(本節3(3)も参照)。

<sup>27</sup> 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要となる費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに対応して、平成18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

<sup>28</sup> 厚生年金及び国民年金(国民年金勘定)では、平成16年改正以後、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上している。

また、国民年金(基礎年金勘定)の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、被用者年金一元化法により、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)が改正され、平成24(2012)年度決算以後、収支残の一部または全部を積立金として積み立てている。国民年金(基礎年金勘定)における積立金からの受入は、当該年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われている。

**2-3-4** この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(21兆8,287億円)、基礎年金交付金(1兆6,461億円)、国共済組合連合会等拠出金収入(549億円)、財政調整拠出金収入(69億円)があるが、これらは、公的年金制度全体ではそれぞれ対応する支出項目と相殺している。

具体的には、

- ①基礎年金勘定の収入項目である「基礎年金拠出金収入」は、基礎年金勘定以外の支出項目である「基礎年金拠出金」に
- ②基礎年金勘定以外の収入項目である「基礎年金交付金」は、基礎年金勘定の支出項目の「基礎年金相当給付費」に
- ③厚生年金の収入項目である「国共済組合連合会等拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「年金保険者拠出金」に
- ④国共済及び地共済の収入項目である「財政調整拠出金収入」は、国共済及び地共済の支出項目である「財政調整拠出金」に

対応しており、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。

**2-3-5** したがって、公的年金制度全体の財政收支状況をみる場合には、公的年金制度内のやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある（図表2-3-2参照）<sup>29</sup>。

**2-3-6** 公的年金制度全体の収入総額(簿価ベース)をこうした考え方に基づいて算出すると、53兆4,197億円となる。

**2-3-7** 支出面では、公的年金制度全体の給付費<sup>30</sup>が50兆3,009億円等となっている。

**2-3-4** の考え方に基づき、公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、50兆6,157億円である。

**2-3-8** 公的年金制度全体の平成26(2014)年度末の積立金は、簿価ベース163兆1,009億円、時価ベース203兆5,950億円である。対前年度で、簿価ベース2兆3,591億円の増、時価ベース17兆2,639億円の増となっている。平成26(2014)年度末は、簿価ベース、時価ベースともに増となっている。

<sup>29</sup> 財政收支状況をとらえるためには、平成25(2013)年度までは、収入のその他において、基礎年金勘定の前年度剩余金受入を除く必要があったが、平成26(2014)年度は、前年度剩余金受入がなかった。

<sup>30</sup> 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺している。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表2-3-2を参照）。

## 第2章◆財政状況

**図表 2-3-1 財政収支状況 一平成 26(2014) 年度一**

区分	簿価ベース	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額		413,134	19,762	61,059	6,534	45,609	223,465	769,563	534,197
保険料収入		263,196	11,263	30,961	3,966	16,255	-	325,640	325,640
国庫・公経済負担		87,690	2,847	7,147	1,140	19,319	-	118,143	118,143
追加費用		-	2,605	6,468	-	-	-	9,073	9,073
運用収入	簿価ベース	30,008	2,262	14,684	1,282	2,710	95	51,041	51,041
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)		(30,001)				(2,709)		(32,710)	(32,710)
基礎年金交付金		6,749	750	1,698	67	7,198	-	16,461	②
国共済組合連合会等拠出金収入		549	-	-	-	-	-	549	④
財政調整拠出金収入		-	-	69	-	-	-	69	③
職域等費用納付金		1,392	-	-	-	-	-	1,392	1,392
解散厚生年金基金等徴収金		21,103	-	-	-	-	-	21,103	21,103
基礎年金拠出金収入		-	-	-	-	-	218,287	218,287	①
独立行政法人福祉医療機構納付金		2,085	-	-	-	115	-	2,200	2,200
積立金より受入		-	-	-	-	-	5,039	5,039	5,039
その他		362	34	33	79	12	45	566	566
支出総額		395,497	21,152	57,917	5,912	44,718	216,327	741,524	506,157
給付費		233,036	15,453	43,520	2,864	8,276	199,860	503,009	503,009
基礎年金拠出金		161,290	5,544	14,214	2,246	34,992	-	218,287	①
年金保険者拠出金		-	28	80	442	-	-	549	④
基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)		-	-	-	-	-	16,461	16,461	②
財政調整拠出金		-	69	-	-	-	-	69	③
その他		1,172	58	103	360	1,450	6	3,149	3,149
収支残	簿価ベース	17,637	△1,391	3,142	623	891	7,138	28,040	28,040
年度末積立金	簿価ベース	1,049,500	71,285	369,938	36,428	71,965	31,892	1,631,009	1,631,009
年度末積立金の対前年度増減額 簿価ベース		17,763	△1,391	3,135	965	1,020	2,099	23,591	23,591

(参考)

運用収入	時価ベース	142,762	5,483	38,060	3,413	9,865	95	199,678	199,678
年度末積立金	時価ベース	1,366,656	77,999	424,811	41,925	92,667	31,892	2,035,950	2,035,950
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース		130,517	1,849	26,547	3,453	8,175	2,099	172,639	172,639

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものである。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

注3 国共済の運用収入は、運用手数料控除前のものであり、他制度の運用収入は、運用手数料控除後のものである。

注4 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注5 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、收支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注6 厚生年金、合計及び公的年金制度全体の各列には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注7 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり（①～④）について、収入・支出両面から除いている。

注8 国民年金勘定には、旧福祉年金勘定分を含む。

図表 2-3-2 財政収支状況 一平成 26(2014) 年度一

区分	公的年金制度全体	合計	
	億円	億円	(各制度からの給付費の一部として) 基礎年金相当部分のある受給者へ
収入総額(簿価ベース)	534,197	769,563	
保険料収入	325,640	325,640	
国庫・公経済負担	118,143	118,143	
追加費用	9,073	9,073	
運用収入(簿価ベース)	51,041	51,041	
基礎年金交付金	② 16,461	16,461	②
国共済組合連合会等拠出金収入	④ 549	549	
財政調整拠出金収入	③ 69	69	④
職域等費用納付金	1,392	1,392	④
解散厚生年金基金等徴収金	21,103	21,103	
基礎年金拠出金収入	① 218,287	218,287	
独立行政法人福祉医療機構納付金	2,200	2,200	
積立金より受入	5,039	5,039	
その他	※ 566	566	
支出総額	506,157	741,524	①
給付費	503,009	503,009	
基礎年金拠出金	① 218,287	218,287	
年金保険者拠出金	④ 549	549	
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	② 16,461	16,461	②
財政調整拠出金	③ 69	69	③
その他	3,149	3,149	

The diagram illustrates the flow of funds from various income sources (如健康保険料収入, 国庫負担, etc.) through intermediate boxes (如基礎年金交付金, 基礎年金相当給付費) to the final destination. Arrows indicate the flow from left to right, with some loops and connections between the boxes.

①②③④の項目は、合計でみると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ①各制度から基礎年金勘定へ
- ②基礎年金勘定から各制度へ [基礎年金相当給付費に充てられる]
- ③国共済と地共済の両制度間における財政調整拠出金
- ④旧三公社共済年金統合に伴う各共済年金から厚生年金への支援

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値(翌々年度に精算)の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない。

参考 平成26(2014)年度分確定額	
基礎年金拠出金 (特別国庫負担分を除く)	215,008
特別国庫負担	3,285
計	218,294
基礎年金給付費	199,833
基礎年金相当給付費	18,461
計	218,294

図表 2-3-2 の補足 (矢印で示されている項目間の関係について)

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金(基礎年金勘定)から各被用者年金と国民年金(国民年金勘定)に交付または繰り入れられるもので、昭和61年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、「基礎年金相当給付」に要する費用に充てられるものである。この「基礎年金相当給付費」と(新法)基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成9(1997)年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受け取る額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

## 2 平成 26 年度の単年度収支状況

2-3-9 図表 2-3-3 は、平成 26(2014) 年度の単年度収支状況である。これは、年金数理部会が、公的年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析しているものである。収支状況を「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の 2 つに分けて分析している。

ここでは、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

2-3-10 公的年金制度全体の平成 26(2014) 年度の運用損益分を除いた収入総額は 47 兆 8,117 億円、支出総額は 50 兆 5,746 億円、収支残は 2 兆 7,628 億円のマイナスとなっている。一方で、運用による損益は時価ベースで 19 兆 9,678 億円のプラスとなっており、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は、対前年度で 17 兆 2,639 億円増の 203 兆 5,950 億円となっている<sup>31</sup>。

2-3-11 単年度収支状況を制度別にみると、国民年金（基礎年金勘定）を除き、運用損益分を除いた単年度収支残はマイナスとなっている。一方、全制度で、運用による損益（時価ベース）はプラスとなっており、結果として、時価ベースの年度末積立金は、全制度で増加している。

2-3-12 平成 26(2014) 年度の単年度収支状況の特徴としては、時価ベースの運用収入が、平成 24(2012) 年度、平成 25(2013) 年度に引き続いて、平成 23(2011) 年度と比べ大幅に増加していること（制度全体で 3.6 兆円→15.1 兆円→13.6 兆円→20.0 兆円）等が挙げられる。

他の収入、支出項目の状況については、本節 3 以降に述べる。

---

<sup>31</sup> 厚生年金と国民年金（国民年金勘定）の年度末積立金（時価ベース）の対前年度増減額は、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益（時価ベース）」に、「業務勘定から積立金への繰入れ」（平成 26(2014) 年度：厚生年金 126 億円、国民年金 129 億円）を加えたものである。

地共済の年度末積立金（時価ベース）の対前年度増減額は、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益（時価ベース）」から、未払金（平成 26(2014) 年度中の支払処理が終わらず、次年度への処理となった分（約 7 億円）が生じたことによるもの）として計上したものである。

私学共済の年度末積立金（時価ベース）の対前年度増減額は、固定資産のうち平成 18(2006) 年度から 25(2013) 年度まで損益外減損処理を行っていた不動産を平成 26(2014) 年度に売却したことによる損失処理を行ったため、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益（時価ベース）」の合計に一致しない。

図表 2-3-3 単年度収支状況 一平成 26(2014) 年度一

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金制度全体
					国民年金勘定	基礎年金勘定		
収入 (単年度)	総額	383,127	17,499	46,375	5,252	42,899	218,332	713,483
	保険料収入	263,196	11,263	30,961	3,966	16,255	•	325,640
	国庫・公経済負担	87,690	2,847	7,147	1,140	19,319	•	118,143
	追加費用	•	2,605	6,468	•	•	•	9,073
	基礎年金交付金	6,749	750	1,698	67	7,198	•	16,461
	国共済組合連合会等拠出金収入	549	•	•	•	•	•	549
	財政調整拠出金収入	•	-	69	•	•	•	69
	職域等費用納付金	1,392	•	•	•	•	•	1,392
	解散厚生年金基金等徴収金	21,103	•	•	•	•	•	21,103
	基礎年金拠出金収入	•	•	•	•	•	218,287	218,287
支出 (単年度)	独立行政法人福祉医療機構納付金	2,085	•	•	•	115	•	2,200
	その他	362	34	33	79	12	45	566
	総額	395,497	21,134	57,881	5,554	44,718	216,327	741,112
	給付費	233,036	15,453	43,520	2,864	8,276	199,860	503,009
	基礎年金拠出金	161,290	5,544	14,214	2,246	34,992	•	218,287
	年金保険者拠出金	•	28	80	442	•	•	549
	基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	•	•	•	•	•	16,461	16,461
	財政調整拠出金	•	69	-	•	•	•	69
	その他	1,172	39	67	3	1,450	6	2,737
	運用損益分を除いた単年度収支残	△12,371	△3,635	△11,506	△302	△1,819	2,005	△27,628
	運用による損益 時価ベース	142,762	5,483	38,060	3,413	9,865	95	199,678
	年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	130,517	1,849	26,547	3,453	8,175	2,099	172,639
	年度末積立金 時価ベース	1,366,656	77,999	424,811	41,925	92,667	31,892	2,035,950

注1 この表(単年度収支状況)は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、

・ 収入(単年度)では、「運用収入」、国民年金(基礎年金勘定)の「積立金より受入」を除いて算出し、

・ 支出(単年度)では、国共済・地共済・私学共済の「その他」を有価証券売却損等を除いて算出した上、

収入総額と支出総額の差を「運用損益分を除いた単年度収支残」として算出している。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済・地共済・私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

注3 国共済の運用収入は、運用手数料控除前のものであり、他制度の運用収入は、運用手数料控除後のものである。

注4 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注5 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注6 厚生年金、合計及び公的年金制度全体の各列には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注7 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について収入・支出両面から除いている。

注8 国民年金勘定には、旧福祉年金勘定分を含む。

### 3 収入の推移

#### (1) 保険料収入

2-3-13 図表 2-3-4 は、保険料収入の推移を示したものである。平成 26(2014)年度は、全制度で前年度に比べて増加しており、厚生年金 5.1%、国共済 6.7%、地共済 4.9%、私学共済 4.0%、国民年金（国民年金勘定）0.5%の増加となっている。公的年金制度全体の保険料収入は、対前年度で 4.9% 増の 32 兆 5,640 億円となった。

図表 2-3-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成（西暦）	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17 (2005)	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18 (2006)	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19 (2007)	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20 (2008)	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21 (2009)	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22 (2010)	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23 (2011)	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24 (2012)	241,549			10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25 (2013)	250,472			10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539
26 (2014)	263,196			11,263	30,961	3,966	309,386	16,255	325,640

対前年度増減率 (%)

17 (2005)	3.1	0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
18 (2006)	4.6	0.4	0.7	4.6	4.0	△2.3	3.5
19 (2007)	4.7	0.2	0.2	4.5	4.0	△2.4	3.5
20 (2008)	3.3	0.8	△0.6	4.6	2.8	△6.0	2.2
21 (2009)	△2.0	△1.0	△2.3	3.4	△1.9	△3.0	△2.0
22 (2010)	2.2	△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
23 (2011)	3.3	2.3	0.9	3.8	3.0	△5.4	2.5
24 (2012)	2.9	△1.4	1.2	3.5	2.6	2.0	2.6
25 (2013)	3.7	1.6	△0.9	3.7	3.1	0.3	3.0
26 (2014)	5.1	6.7	4.9	4.0	5.1	0.5	4.9

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済を含まず、平成12(2000)年度以前は旧農林年金を含まない。

2-3-14 図表2-3-5は、平成26(2014)年度における被用者年金の保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。

2-3-15 まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{32} \times 1\text{人当たり標準報酬額}^{33} \times \text{保険料率}^{34} \times \alpha^{35}$$

上記の分解式において、

$$\text{被保険者数} \rightarrow 1\text{人当たり標準報酬額} \rightarrow \text{保険料率} \rightarrow \alpha$$

の順に、順次「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、各々の差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 $\alpha$ の変化による寄与分を「その他」の要因による寄与分として表記した。

2-3-16 各制度とも平成26(2014)年度中に保険料率が引き上げられたこと(図表2-3-6参照)が保険料収入を増加させる方向に大きく寄与している。厚生年金と私学共済では被保険者数の増加の寄与も大きい。また、国共済及び地共済は、1人当たり標準報酬額の増加の寄与が大きいが、これは、国共済及び地共済については、国家公務員の給与の特例減額及びこれに準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応が平成25(2013)年度までに終了したことの影響が大きい。

図表2-3-5 保険料収入の増減要因の分析－平成26(2014)年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
保険料収入の対前年度増減率	%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率	5.1	6.7	4.9	4.0
要因別の寄与分				
被保険者数	1.8	0.6	△0.0	2.0
1人当たり標準報酬額	0.8	4.0	3.0	△0.2
保険料率	2.1	2.3	2.2	2.6
その他	0.3	△0.2	△0.4	△0.4

注1 要因別の寄与分は年金数理部会で推計したものであり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料率は、収納月を考慮して加重平均したものを用いている。

<sup>32</sup> 年度間平均値を用いた。

<sup>33</sup> 標準報酬総額(総報酬・年度間累計)を被保険者数(年度間平均値)で除した数値を用いた。

<sup>34</sup> 対象年度の保険料率を加重平均(収納月を考慮)した数値を用いた。

<sup>35</sup>  $\alpha$ は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times 1\text{人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値(上記 $\alpha$ の式における右辺の分母)とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し $\alpha$ としている。

図表 2-3-6 公的年金各制度の保険料（率）

年度	厚生年金				国共済	地共済	私学共済	国民年金
		旧日本鉄道	旧日本たばこ産業	旧農林年金				
平成（西暦）	%	%	%	%	%	%	%	円
15 (2003)	13.58(4月)	15.69(4月)	15.55(4月)	15.22(4月)	14.38(4月)	12.96(4月)	10.46(4月)	13,300 (平成10年4月～)
16 (2004)	13.934(10月)	↓	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	↓
17 (2005)	14.288(9月)	↓	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580 (4月)
18 (2006)	14.642(9月)	↓	↓	15.412(9月)	14.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860 (4月)
19 (2007)	14.996(9月)	↓	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.446(9月)	11.522(4月)	14,100 (4月)
20 (2008)	15.350(9月)	↓	↓	16.120(9月)	15.025(9月)	14.800(9月)	11.876(4月)	14,410 (4月)
	↓	↓	↓	15.350(10月)	↓	↓	↓	↓
21 (2009)		15.704(9月)			15.154(9月)	15.154(9月)	12.230(4月)	14,660 (4月)
22 (2010)		16.058(9月)			15.508(9月)	15.508(9月)	12.584(4月)	15,100 (4月)
23 (2011)		16.412(9月)			15.862(9月)	15.862(9月)	12.938(4月)	15,020 (4月)
24 (2012)		16.766(9月)			16.216(9月)	16.216(9月)	13.292(4月)	14,980 (4月)
25 (2013)		17.120(9月)			16.570(9月)	16.570(9月)	13.646(4月)	15,040 (4月)
26 (2014)		17.474(9月)			16.924(9月)	16.924(9月)	14.000(4月)	15,250 (4月)

注1 () 内は改定月である。

注2 被用者年金各制度の保険料率は本人負担分の2倍を掲げた。

注3 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成26(2014)年9月時点で17.688%である。

## (2) 国庫・公経済負担

2-3-17 図表2-3-7は、国庫・公経済負担の推移を示したものである。

国庫・公経済負担とは、基礎年金拠出金の2分の1<sup>36</sup>に相当する額、国民年金が発足した昭和36(1961)年4月より前の期間（恩給公務員期間等は除く）に係る給付に要する費用の一定割合<sup>37</sup>に相当する額等について、国庫または地方公共団体等が負担している額<sup>38</sup>のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に特別国庫負担がある。

平成26(2014)年度は、国民年金（国民年金勘定）で減少する一方、他の制度では増加している。

2-3-18 国庫・公経済負担の推移をみると、平成21(2009)年度まで、各制度とも総じて増加してきている。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成16(2004)年度以降平成21(2009)年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ（図表2-3-8参照）も増加要因となっている。特に平成21(2009)年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が2分の1に完全に引き上げられたため、各制度とも国庫・公経済負担が大幅に増加した。

2-3-19 平成22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金（国民年金勘定）で大きく減少する一方、被用者年金で増加し、逆に平成24(2012)年度は、国民年金（国民年金勘定）で大きく増加し、被用者年金で減少している。これは、以下に述べる決算ベースの基礎年金拠出金、つまり当年度の概算額と前々年度の精算額の合計の動きを反映したものである。

2-3-20 基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。決算に計上される額（決算ベース）は、当該年度の概算額と前々年度の精算額の合計である。また、確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額等のことである。

<sup>36</sup> 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げについては、図表2-3-8参照。

<sup>37</sup> 厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%。

<sup>38</sup> 用語解説参考図表3「国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）」を参照。

**2-3-21** 平成22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金（国民年金勘定）の納付率の変更<sup>39</sup>により、各制度の拠出金算定対象者割合（図表2-3-20参照）が変化したことで、概算額が国民年金（国民年金勘定）で減少し他制度で増加した。これに加え、平成20(2008)年度に係る精算額も国民年金（国民年金勘定）でマイナス、他制度でプラスとなっており、決算ベースの基礎年金拠出金全体が大きく増減した。平成23(2011)年度も、平成21(2009)年度に係る精算額が大きく、決算ベースの基礎年金拠出金は国民年金（国民年金勘定）で低め、他制度で高めの水準となっていた。

図表2-3-7 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成(西暦) 7(1995)	28,295	688		525	988	2,602	294	33,393	11,846
12(2000)	37,209			580	1,315	3,346	404	42,853	13,637
17(2005)	45,394				1,589	3,828	537	51,348	17,020
18(2006)	48,285				1,622	3,958	557	54,423	17,971
19(2007)	51,659				1,720	4,427	605	58,411	18,436
20(2008)	54,323				1,747	4,630	637	61,337	18,558
21(2009)	77,983				2,464	6,368	925	87,739	20,554
22(2010)	84,326				2,702	6,630	1,030	94,687	16,898
23(2011)	84,992				2,903	7,312	1,097	96,304	18,660
24(2012)	80,583				2,836	6,871	1,048	91,339	21,938
25(2013)	83,058				2,796	6,572	1,059	93,485	21,119
26(2014)	87,690				2,847	7,147	1,140	98,824	19,283
									118,107

対前年度増減率(%)

17(2005)	6.1	4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
18(2006)	6.4	2.1	3.4	3.8	6.0	5.6	5.9
19(2007)	7.0	6.0	11.8	8.6	7.3	2.6	6.2
20(2008)	5.2	1.6	4.6	5.2	5.0	0.7	4.0
21(2009)	43.6	41.0	37.5	45.2	43.0	10.8	35.5
22(2010)	8.1	9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
23(2011)	0.8	7.4	10.3	6.5	1.7	10.4	3.0
24(2012)	△5.2	△2.3	△6.0	△4.4	△5.2	17.6	△1.5
25(2013)	3.1	△1.4	△4.3	1.1	2.4	△3.7	1.2
26(2014)	5.6	1.8	8.7	7.6	5.7	△8.7	3.1

注1 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2002)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

<sup>39</sup> 平成21(2009)年度までの80%から、平成22(2010)年度は62%に変更。

図表 2-3-8 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳					
		公的年金 制度全体 (うち国庫)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成(西暦)		億円	億円	億円	億円	億円	億円
16(2004)	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3
17(2005)	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10
18(2006)	1/3 + 25/1000						
19(2007)	1/3 + 32/1000						
20(2008)	1/3 + 32/1000						
21(2009)～	1/2						

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

2-3-22 図表 2-3-9 は、平成 22(2010)年度以降の基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の確定値ベースと決算ベースの推移を示したものである。平成 24(2012)年度以降は、納付率の違いに係る精算分が小さくなるため、決算ベースの基礎年金拠出金は、より確定値ベースに近くなっている。

図表 2-3-9 基礎年金拠出金の推移（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済		国民年金(国民年金勘定)	
	確定値ベース	決算ベース	確定値ベース	決算ベース	確定値ベース	決算ベース	確定値ベース	決算ベース	確定値ベース	決算ベース
平成(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
22(2010)	143,640	159,880	5,027	5,325	12,991	13,761	1,894	2,051	32,849	27,271
23(2011)	145,302	159,002	5,122	5,644	13,047	14,388	1,950	2,157	31,961	29,328
24(2012)	149,213	148,006	5,219	5,513	13,250	13,630	2,035	2,063	33,298	36,459
25(2013)	154,907	150,310	5,327	5,431	13,558	13,574	2,116	2,083	34,239	34,964
26(2014)	160,096	161,290	5,441	5,544	13,731	14,214	2,194	2,246	33,546	31,839

## (3) 追加費用

2-3-23 図表 2-3-10 は、追加費用の推移を示したものである。追加費用は、国共済、地共済とともに、基本的には減少傾向にある。平成 25(2013)年度の追加費用<sup>40</sup>は、平成 25(2013)年 8 月（平成 25(2013)年 10 月支給分）から、被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ（1-3-20 参照）が行われたこと等から、平成 24(2012) 年度に比べ、国共済が 11.2% 減、地共済が 15.8% 減と大きく減少している。平成 26(2014) 年度についても、この引下げが満年度ベースとなったこと等から、平成 25(2013) 年度に比べ、国共済が 12.6% 減、地共済が 12.5% 減と大きく減少している。

図表 2-3-10 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
平成 7 (西暦) 7 (1995)	億円 6,060	億円 15,559	億円 21,619	%	%	%
12 (2000)	5,612	14,756	20,368			
17 (2005)	4,702	11,896	16,599	△4.4	△4.6	△4.5
18 (2006)	4,569	11,344	15,914	△2.8	△4.6	△4.1
19 (2007)	4,294	10,794	15,088	△6.0	△4.9	△5.2
20 (2008)	3,538	9,445	12,982	△17.6	△12.5	△14.0
21 (2009)	3,357	9,658	13,015	△5.1	2.3	0.3
22 (2010)	4,265	11,611	15,875	27.1	20.2	22.0
23 (2011)	4,077	11,065	15,143	△4.4	△4.7	△4.6
24 (2012)	3,360	8,778	12,138	△17.6	△20.7	△19.8
25 (2013)	2,982	7,391	10,373	△11.2	△15.8	△14.5
26 (2014)	2,605	6,468	9,073	△12.6	△12.5	△12.5

<sup>40</sup> 追加費用とは、両制度からの給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当する。現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。



## (5) 運用利回り

2-3-25 図表2-3-12は、運用利回りの推移を示したものである。平成26(2014)年度の時価ベースの運用利回りは、各制度ともに平成25(2013)年度を上回り、引き続き高い水準にある。

図表2-3-12 運用利回りの推移

## 時価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成(西暦) 17(2005)	% 6.82	% 5.36	% 8.44	% 5.78	% 6.88
18(2006)	3.10	2.79	3.36	4.07	3.07
19(2007)	△3.54	△0.53	△3.42	△2.81	△3.38
20(2008)	△6.83	△3.89	△6.79	△7.62	△7.29
21(2009)	7.54	5.52	6.73	8.27	7.48
22(2010)	△0.26	1.21	△0.04	0.16	△0.25
23(2011)	2.17	2.06	2.24	1.82	2.15
24(2012)	9.57	5.10	8.90	9.17	9.52
25(2013)	8.22	4.61	7.28	7.27	8.31
26(2014)	11.61	7.45	9.66	8.96	11.79

## 簿価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	
		旧農林年金				
平成(西暦) 7(1995)	% 5.24	% 4.92	% 4.97	% 4.23	% 4.60	% 4.90
12(2000)	3.22	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
17(2005)	...		2.43	3.59	4.16	...
18(2006)	...		3.02	4.02	3.76	...
19(2007)	...		3.18	3.02	3.14	...
20(2008)	...		1.20	0.85	△0.23	...
21(2009)	...		1.50	1.05	△0.55	...
22(2010)	...		1.76	1.06	0.86	...
23(2011)	...		1.63	0.83	1.05	...
24(2012)	...		1.96	0.79	2.27	...
25(2013)	...		2.41	3.42	5.36	...
26(2014)	...		3.20	4.06	2.61	...

注1 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。

注4 運用手数料控除後の運用利回りである。

#### 4 支出の推移

**2-3-26 図表2-3-13**は、支出のほとんどを占める給付費の推移を示したものである。平成26(2014)年度の公的年金制度全体の給付費は、対前年度0.3%減となっている。被用者年金では全ての制度で減少しており、厚生年金2.0%減、国共済4.7%減、地共済4.5%減、私学共済0.1%減となっている。平成26(2014)年度は、これまで増加が続いていた私学共済でも減少した。給付費の減少には、平成25(2013)年10月から段階的に特例水準の解消<sup>42</sup>が行われていることや、国共済及び地共済については平成25(2013)年8月(平成25(2013)年10月支給分)から行われた恩給期間に係る給付の引下げが満年度ベースとなったことが影響していると考えられる。

**2-3-27 国民年金**では、基礎年金勘定で給付費の増加が続いている。平成26(2014)年度は3.7%増であり、平成25(2013)年度に比べ伸びに鈍化傾向がみられた。一方、国民年金勘定では平成26(2014)年度12.1%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付が主に旧法国民年金の老齢年金の給付であり、受給者の年齢の上昇とともに受給者数が減少し、給付費も減少していく傾向にあるからである。

**図表2-3-13 給付費の推移**

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	億円					國民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成(西暦) 7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17 (2005)	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)	238,627			16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)	237,814			16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)	233,036			15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009

対前年度増減率(%)

17 (2005)	2.1	△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
18 (2006)	1.2	△0.0	0.5	2.8	1.1	△7.1	6.7	2.4
19 (2007)	0.3	0.3	0.8	2.8	0.4	△7.1	7.2	2.2
20 (2008)	1.3	0.0	1.0	2.7	1.1	△6.4	6.8	2.7
21 (2009)	5.1	0.2	1.8	2.8	4.3	△6.4	6.4	4.6
22 (2010)	0.7	0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3	1.4
23 (2011)	△1.1	△0.9	0.6	1.8	△0.8	△11.2	2.7	0.1
24 (2012)	0.5	△0.2	1.2	3.0	0.6	△10.9	5.0	1.9
25 (2013)	△0.3	△2.5	△1.5	2.4	△0.6	△11.1	5.3	1.3
26 (2014)	△2.0	△4.7	△4.5	△0.1	△2.5	△12.1	3.7	△0.3

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

<sup>42</sup> 第1章第2節6(3)参照。

## 5 運用損益分を除いた単年度収支残

2-3-28 図表 2-3-14 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。

平成 26(2014)年度は、国民年金（基礎年金勘定）を除き、平成 25(2013)年度に引き続きマイナスとなっているが、全制度で保険料収入が増加し、解散厚生年金基金等徴収金が大幅に増加する一方、被用者年金全制度で給付費が減少したことにより、平成 25(2013)年度の 6.5 兆円のマイナスから 2.8 兆円のマイナスとなり、マイナスの程度が大幅に小さくなっている。

2-3-29 また、長期的には被用者年金制度ではマイナスの状況が続いている。この不足分は運用収入や積立金の取崩しにより賄っていることになっている。国民年金（国民年金勘定）は、平成 22(2010)年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23(2011)年度以降は再びマイナスとなっている。

2-3-30 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営は概ね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用収入分や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証・財政再計算による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

図表 2-3-14 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	億円				億円	億円	
平成（西暦） 7（1995）	17,492	150	億円	△69	△363	5,239	390	3,606	285 26,730
12（2000）	△22,288	△664	億円	297	△168	△22	698	136	△22,010
17（2005）	△71,123		億円	△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18（2006）	△48,853		億円	△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19（2007）	△47,057		億円	△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20（2008）	△48,148		億円	△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21（2009）	△45,333		億円	△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22（2010）	△63,044		億円	△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23（2011）	△50,867		億円	△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594
24（2012）	△41,030		億円	△5,312	△11,593	△699	△5,043	△3,327	△67,003
25（2013）	△38,145		億円	△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376
26（2014）	△12,371		億円	△3,635	△11,506	△302	△1,819	2,005	△27,628

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剩余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注4 平成26(2014)年度の国民年金勘定には、旧福祉年金勘定分を含む。

## 6 積立金

2-3-31 図表2-3-15は、年度末積立金（時価ベース）<sup>43</sup>の推移を示したものである。平成26（2014）年度末の時価ベースの積立金は、全制度で増加しており、公的年金制度全体では、平成18（2006）年度末以来8年ぶりに200兆円を超えた。

なお、年度末積立金（簿価ベース）の推移は、図表2-3-16のとおりとなっている。

図表2-3-15 積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年 金 制 度 全 体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成（西暦）	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17（2005）	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18（2006）	1,397,509	92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19（2007）	1,301,810	88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20（2008）	1,166,496	82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21（2009）	1,207,568	83,230	376,161	33,963	1,700,921	75,079	7,246	1,783,247
22（2010）	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23（2011）	1,114,990	78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24（2012）	1,178,823	77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25（2013）	1,236,139	76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26（2014）	1,366,656	77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950

対前年度増減率（%）

17（2005）	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	-	2.6
18（2006）	△0.4	0.5	1.8	2.4	0.1	△3.0	-	△0.0
19（2007）	△6.8	△3.5	△5.2	△3.5	△6.3	△9.8	-	△6.4
20（2008）	△10.4	△7.7	△9.2	△8.2	△9.9	△15.1	-	△10.1
21（2009）	3.5	1.3	3.9	7.7	3.6	4.4	-	3.6
22（2010）	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	-	△4.3
23（2011）	△2.3	△2.5	△0.5	1.0	△1.9	2.1	-	△1.7
24（2012）	5.7	△1.9	5.5	6.9	5.3	3.1	220.5	6.1
25（2013）	4.9	△1.6	3.6	5.7	4.3	3.7	28.3	4.6
26（2014）	10.6	2.4	6.7	9.0	9.3	9.7	7.0	9.3

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17（2005）年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22（2010）年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61（1986）年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24（2012）年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

<sup>43</sup> 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

図表 2-3-16 積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成（西暦）	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
12 (2000)	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
17 (2005)	1,324,020			87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980			88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568			88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188			85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052			83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604			81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263			79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354			75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737			72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500			71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009
対前年度増減率 (%)										
17 (2005)	△3.8			0.6	2.0	3.4	△2.3	△5.6	—	△2.5
18 (2006)	△1.7			0.6	2.3	2.0	△0.7	△4.2	—	△0.9
19 (2007)	△2.3			0.0	1.1	2.5	△1.4	△5.7	—	△1.6
20 (2008)	△2.4			△2.8	△1.6	△0.9	△2.2	△7.0	—	△2.4
21 (2009)	△3.6			△2.4	△1.5	△0.9	△3.0	△2.7	—	△3.0
22 (2010)	△5.1			△2.2	△1.4	0.0	△4.0	3.4	—	△3.7
23 (2011)	△4.3			△2.9	△1.8	0.2	△3.6	△0.0	—	△3.4
24 (2012)	△3.2			△4.8	△2.3	0.2	△3.0	△5.9	220.5	△2.2
25 (2013)	△1.8			△3.9	△0.4	3.6	△1.4	△2.5	28.3	△1.0
26 (2014)	1.7			△1.9	0.9	2.7	1.4	1.4	7.0	1.5

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済・旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

2-3-32 図表2-3-17は、平成26(2014)年度末の各制度の積立金の資産構成を示したものである。

図表2-3-17 各制度の積立金の資産構成 -平成26(2014)年度末-

区分	厚生年金	国民年金	国共済	
	時価ベース	時価ベース		
預託金	% 5.9	% 4.9	2.5 0.7 1.9 97.5 55.4 37.9 37.9 21.7 0.0 10.1 2.7 9.0 16.1 16.1 2.2 2.0 △0.0 100.0 ( 71,285 )	% 2.3 0.6 1.7 97.7 50.7 43.2 43.2 27.4 0.0 12.6 2.6 12.2 15.8 15.8 2.0 1.9 △0.0 100.0 ( 77,999 )
市場運用分	90.7	88.5		
〈市場運用分計 <sup>注1</sup> 〉	〈 100.00 〉 〈 1,324,648 〉			
国内債券	〈 39.02 〉			
国内株式	〈 23.91 〉			
外国債券	〈 13.73 〉			
外国株式	〈 22.71 〉			
短期資産	〈 0.64 〉			
財投債	3.4	6.6		
年度末積立金	100.0 ( 1,366,656 )	100.0 ( 84,492 )		

区分	地共済		私学共済
	簿価ベース	時価ベース	
流動資産	% 7.9	% 6.8	10.2 6.5 3.7 89.9
現金・預金	3.8	3.3	8.8 5.6 3.2 91.2
未収収益・未収金等	4.0	3.5	
固定資産	92.1	93.2	
預託金	0.1	0.1	
有価証券等	90.3	91.6	
包括信託	86.3	88.0	
有価証券	2.0	1.8	
国内債券	1.8	1.7	
国内株式	—	—	
外国債券	—	—	
外国株式	—	—	
証券投資信託	0.2	0.2	
有価証券信託	—	—	
生命保険等	1.9	1.7	
不動産	0.2	0.2	
貸付金	1.6	1.4	
流動負債等	△0.0	△0.0	
年度末積立金	100.0 ( 369,938 )	100.0 ( 424,811 )	△0.1 100.0 ( 36,428 ) ( 41,925 )

注1 厚生年金、国民年金の積立金のうち預託金及び財投債を除いた市場運用分は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

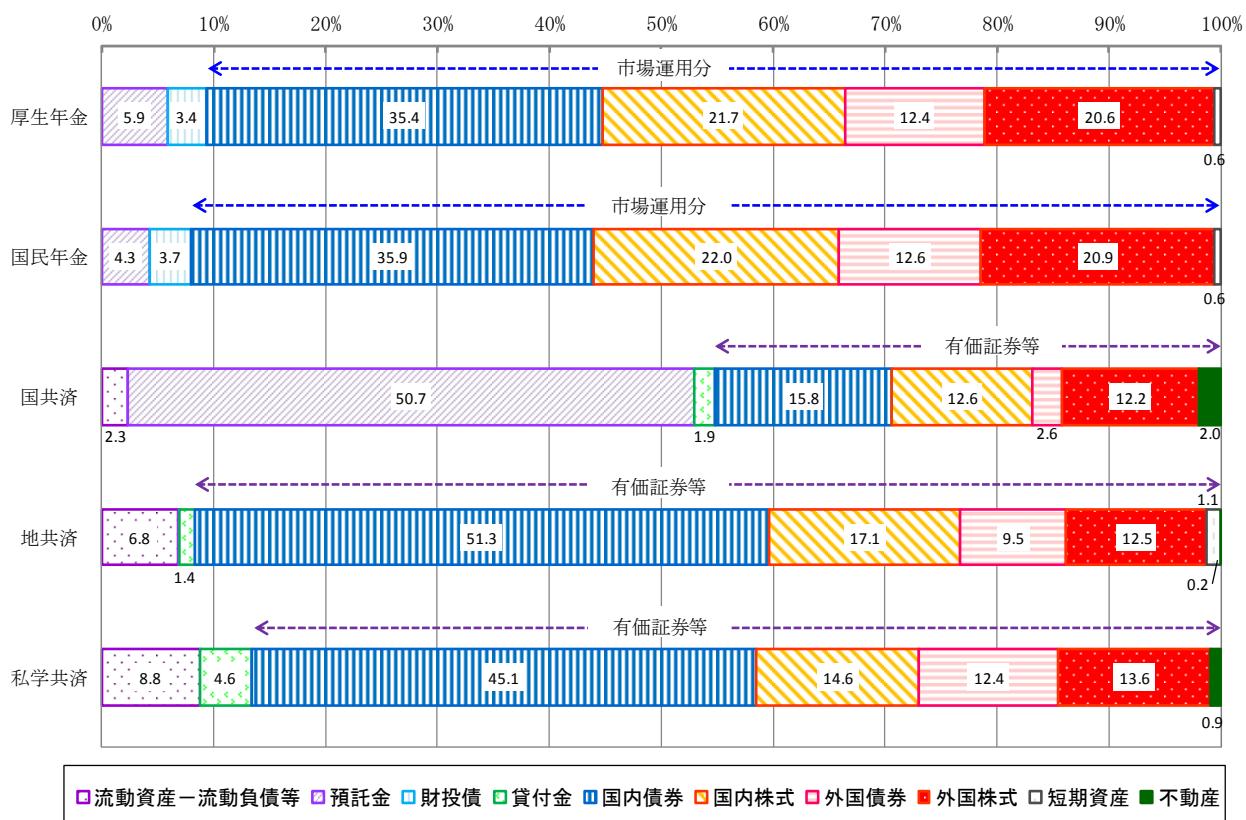
注2 厚生年金には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 ( )内は実額(単位:億円)である。

2-3-33 図表 2-3-18 は、各制度の積立金の資産構成を、制度間の比較がしやすい形にまとめ直したもの<sup>44</sup>である。ここでは、図表 2-3-17 における厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-3-34 平成 26(2014)年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済で預託金と国内債券の2つで 75%以上を占める等、制度により違いが見られる。なお、国共済、地共済及び私学共済について、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果については、すでに第 69 回社会保障審議会年金数理部会において報告があつたが、これも踏まえ、各制度（各実施機関）の資産構成の違いにより生じる短期的な運用状況の相違の年金財政に与える影響についても注視していく必要がある。

図表 2-3-18 積立金の資産構成（時価ベース）－平成 26(2014)年度末－



注 1 年金数理部会が、各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものである。厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示しており、以下の方法で作成した。

- ① 厚生年金及び国民年金は、各々の「市場運用分」を、年金積立金管理運用独立行政法人で一体として運用された「厚生年金分、国民年金分全体の運用資産の構成割合」を用いて按分して算出した。
- ② 国共済及び私学共済は、「有価証券等の資産区分別状況」の数値を用いた。
- ③ 地共済は、「有価証券等」を、「有価証券等の資産区分別状況（包括信託の信託未収益を含むベース）」を用いて按分して算出した。

注 2 時価ベースの数値である。

<sup>44</sup> 年金数理部会が各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものであり、厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示している。詳細は、図表 2-3-18 の注 1 を参照。

## 7 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-35 図表2-3-19は、基礎年金等給付費、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。決算に計上される決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、基礎年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが妥当である。

2-3-36 保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加している。平成22(2010)、平成23(2011)年度は以前に比べ伸びが鈍化していたが、平成24(2012)年度は2.9%の増加、平成25(2013)年度は3.5%の増加、平成26(2014)年度は2.3%の増加となっている。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-3-37 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成17(2005)年度に第3号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成24(2012)年度に同年10月から3年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度<sup>45</sup>による影響等で増加したほかは、総じて減少傾向にあったが、平成26(2014)年度は1.1%増加した。

2-3-38 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び拠出金算定対象者数の動向を反映し、平成26(2014)年度は1.2%増加し、33,146円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、16,573円である。

<sup>45</sup> 時効になった保険料を過去10年分まで遡って納めることができる。

## 第2章◆財政状況

図表 2-3-19 基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等 給付費 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 (①-②)/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数							
						厚生年金 千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人	国共済 千人	地共済 千人	私学共済 千人	国民年金 千人	
平成(西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860	
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162	
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701	
18 (2006)	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990	
19 (2007)	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419	
20 (2008)	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005	
21 (2009)	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528	
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141	
23 (2011)	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708	
24 (2012)	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865	
25 (2013)	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716	
26 (2014)	218,294	3,285	215,008	33,146	54,056	40,251			1,368	3,452	552	8,434	
対前年度増減率 (%)													
17 (2005)	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△0.0	
18 (2006)	3.1	△3.2	3.3	7.1	△3.6	△2.8			△4.2	△4.4	△1.4	△6.1	
19 (2007)	4.0	△1.0	4.1	4.5	△0.3	1.2			△1.4	△2.0	0.6	△5.2	
20 (2008)	4.0	2.8	4.1	5.2	△1.0	△0.2			△0.9	△2.3	0.5	△4.0	
21 (2009)	4.5	△28.5	5.4	8.0	△2.4	△1.9			△0.6	△2.0	0.3	△4.8	
22 (2010)	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6			△0.9	△1.6	0.7	△4.1	
23 (2011)	0.5	△2.0	0.5	2.1	△1.6	△1.0			△0.2	△1.7	0.8	△4.7	
24 (2012)	2.8	0.3	2.9	2.3	0.5	0.3			△0.4	△0.8	2.0	1.8	
25 (2013)	3.5	1.0	3.5	4.6	△1.0	△0.7			△2.4	△2.2	△0.6	△1.7	
26 (2014)	2.3	0.4	2.3	1.2	1.1	2.1			0.9	0.0	2.4	△3.2	

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金 %	旧三共済 %	旧農林年金 %	国共済 %	地共済 %	私学共済 %	国民年金 %
平成(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	
7 (1995)	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
12 (2000)	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
17 (2005)	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63
18 (2006)	100.00	70.64			2.53	6.81	0.90	19.12
19 (2007)	100.00	71.71			2.50	6.70	0.91	18.19
20 (2008)	100.00	72.31			2.51	6.61	0.92	17.65
21 (2009)	100.00	72.65			2.55	6.64	0.95	17.22
22 (2010)	100.00	73.14			2.56	6.61	0.96	16.73
23 (2011)	100.00	73.61			2.60	6.61	0.99	16.19
24 (2012)	100.00	73.50			2.57	6.53	1.00	16.40
25 (2013)	100.00	73.71			2.53	6.45	1.01	16.29
26 (2014)	100.00	74.46			2.53	6.39	1.02	15.60

注1 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-3-39 図表2-3-20は、平成26(2014)年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の第2号被保険者数に対する第3号被保険者数の比率は0.26であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い状況にある。

図表2-3-20 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳－平成26(2014)年度確定値ベース－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象者数	千人 40,251	千人 1,368	千人 3,452	千人 552	千人 8,434	千人 54,056
第1号 ①					8,434	8,434
第2号 ②	32,026	1,017	2,756	462		36,261
第3号 ③	8,225	350	696	89		9,361
第2号に対する 第3号の比率 ③／②	0.26	0.34	0.25	0.19		0.26

2-3-40 図表2-3-21は、確定値ベースの基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

被用者年金では、基礎年金等給付費の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、基礎年金拠出金は増加傾向が続いている。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者割合が減少したこと等から、基礎年金拠出金は平成22（2010）年度、平成23（2011）年度及び平成26（2014）年度で減少している。

図表2-3-21 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成（西暦）	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7（1995）	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12（2000）	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17（2005）	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18（2006）	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19（2007）	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20（2008）	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21（2009）	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22（2010）	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23（2011）	145,302			5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24（2012）	149,213			5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25（2013）	154,907			5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
26（2014）	160,096			5,441	13,731	2,194	181,462	33,546	215,008

対前年度増減率(%)							
17（2005）	4.4		2.5	2.0	4.8	4.2	0.3
18（2006）	4.2		2.6	2.4	5.6	4.0	0.6
19（2007）	5.7		3.0	2.4	5.2	5.3	△0.9
20（2008）	4.9		4.2	2.8	5.7	4.8	1.0
21（2009）	5.9		7.3	5.8	8.3	6.0	2.8
22（2010）	1.9		1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7
23（2011）	1.2		1.9	0.4	3.0	1.1	△2.7
24（2012）	2.7		1.9	1.6	4.4	2.6	4.2
25（2013）	3.8		2.1	2.3	4.0	3.6	2.8
26（2014）	3.3		2.1	1.3	3.7	3.2	△2.0

注 厚生年金の平成7（1995）年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12（2000）年度は旧農林年金を含まない。

2-3-41 図表2-3-22は、確定値ベースの基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少を続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費に充てられるものだからである。

図表2-3-22 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7(1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12(2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17(2005)	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18(2006)	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19(2007)	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20(2008)	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21(2009)	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22(2010)	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23(2011)	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24(2012)	10,551			950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25(2013)	9,472			875	1,943	78	12,368	8,378	20,746
26(2014)	8,743			757	1,649	67	11,215	7,246	18,461

対前年度増減率(%)

17(2005)	△6.1	△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
18(2006)	△8.1	△5.8	△6.0	△6.7	△7.6	△7.5	△7.5
19(2007)	△6.6	△6.8	△5.0	△12.1	△6.4	△7.6	△6.9
20(2008)	△6.5	△6.6	△6.8	△8.1	△6.6	△7.1	△6.8
21(2009)	0.4	△7.2	△6.1	△9.1	△1.1	△6.8	△3.6
22(2010)	△9.1	△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
23(2011)	△13.7	△8.8	△9.2	△11.0	△12.7	△12.2	△12.5
24(2012)	△11.9	△9.4	△9.8	△11.3	△11.4	△11.9	△11.6
25(2013)	△10.2	△7.9	△7.2	△12.4	△9.6	△12.4	△10.8
26(2014)	△7.7	△13.5	△15.1	△13.9	△9.3	△13.5	△11.0

注 厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

#### 第4節 財政指標の現状及び推移

2-4-1 第3節では財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要がある。

2-4-2 年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費用の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費用率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を作成してきた。また、平成14(2002)年度から「年金種別費用率」を、平成20(2008)年度から「保険料比率」を作成し、分析を行っている。各財政指標の実績は決算ベースであり<sup>46</sup>、厚生年金の実績は厚生年金基金が代行している部分を含まないが、厚生年金全体の状況を把握するため、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である「実績推計」<sup>47</sup>の財政指標も併せて記載している。

##### 1 年金扶養比率

###### (1) 年金扶養比率

2-4-3 年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

2-4-4 年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなってくるという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくるからである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

---

<sup>46</sup> 国共済、地共済、私学共済については職域部分を含んだ数値であること、国共済と地共済については財政単位が一元化されていることに留意する必要がある。

<sup>47</sup> 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。

**2-4-5** 平成26(2014)年度末の年金扶養比率は、図表2-4-1に示すとおり、私学共済が最も高く、国共済及び地共済が低くなっている。また、基礎年金の年金扶養比率は2.08である。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金等に比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率－平成26(2014)年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金
被保険者数	千人 35,985	千人 1,061	千人 2,831	千人 517	千人 65,582
老齢・退年相当の受給権者数	15,422	691	2,012	129	31,595
年金扶養比率	2.33	1.53	1.41	4.01	2.08

注1 基礎年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.76、地共済が1.59である。

なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

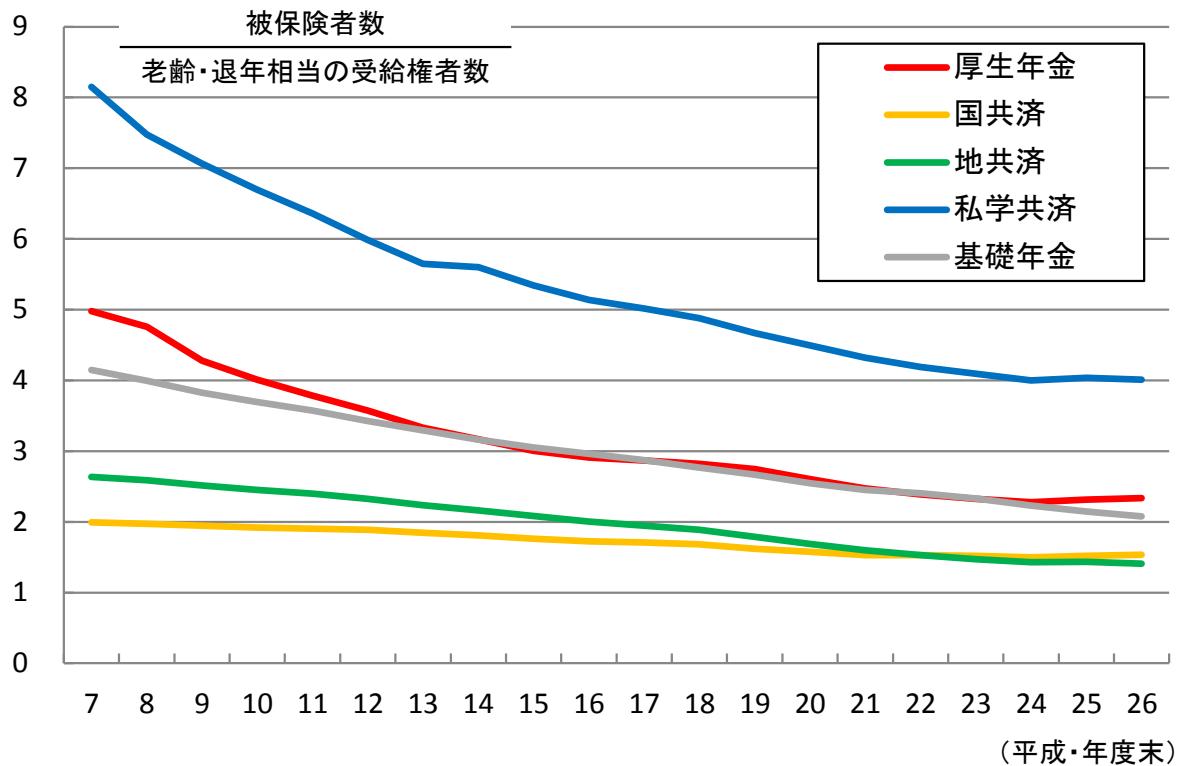
2-4-6 年金扶養比率の推移をみると、図表 2-4-2 及び図表 2-4-3 に示すとおり、平成 26(2014)年度末は、厚生年金及び国共済が 0.02 ポイント上昇する一方、地共済が 0.02 ポイント、私学共済が 0.03 ポイント、基礎年金が 0.07 ポイント低下した。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金
平成 (西暦)					
7 (1995)	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12 (2000)	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17 (2005)	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18 (2006)	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19 (2007)	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20 (2008)	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21 (2009)	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
22 (2010)	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
23 (2011)	2.33	1.52	1.47	4.09	2.33
24 (2012)	2.28	1.50	1.43	4.00	2.23
25 (2013)	2.32	1.52	1.43	4.04	2.15
26 (2014)	2.33	1.53	1.41	4.01	2.08
<hr/>					
対前年度増減差					
17 (2005)	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
18 (2006)	△0.05	△0.02	△0.06	△0.14	△0.10
19 (2007)	△0.08	△0.06	△0.10	△0.21	△0.10
20 (2008)	△0.14	△0.04	△0.10	△0.18	△0.12
21 (2009)	△0.13	△0.05	△0.09	△0.17	△0.09
22 (2010)	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
23 (2011)	△0.06	△0.01	△0.06	△0.09	△0.07
24 (2012)	△0.05	△0.02	△0.05	△0.09	△0.10
25 (2013)	0.04	0.02	0.00	0.04	△0.08
26 (2014)	0.02	0.02	△0.02	△0.03	△0.07

注 基礎年金については、分子を第 1～3 号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



## (2) 年金種別費用率

2-4-7 (1) の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分母には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出}^{48} - \text{国庫・公経済負担} \text{」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \text{」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \text{」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

<sup>48</sup> 実質的な支出は、年金制度が、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出である（詳しくは、用語解説「実質的な支出」の項を参照）。

**2-4-8** 年金種別費用率は、支出額のうち自分で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額<sup>49</sup>を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

**2-4-9** 平成26(2014)年度の年金種別費用率は、図表2-4-4に示すとおりである。老齢費用率は地共済及び国共済で高く、私学共済で低くなっている。

図表2-4-4 年金種別費用率－平成26(2014)年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢費用率	% 10.6	% 13.9	% 15.7	% 8.0
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	3.0	3.8	2.9	1.4
(参考：総合費用率)	19.0	22.1	22.6	14.9

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

**2-4-10** 図表2-4-5は、平成26(2014)年度における年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合である。国共済及び地共済で老齢費用率の占める割合が大きくなっている。

なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率及びその他（拠出金）の費用率に分解される<sup>50</sup>ため、年金種別費用率の構成割合は、その他（拠出金）の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表2-4-5 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合－平成26(2014)年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢費用率	% 56.0	% 62.9	% 69.5	% 53.9
障害費用率	0.9	0.7	0.7	0.6
遺族費用率	16.0	17.2	12.9	9.5

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

<sup>49</sup> 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち各種拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

<sup>50</sup> 総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

2-4-11 各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

図表2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18 (2006)	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19 (2007)	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20 (2008)	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21 (2009)	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22 (2010)	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
23 (2011)	10.9	0.2	3.0	13.8	0.1	3.1
24 (2012)	10.9	0.2	3.0	15.1	0.1	3.6
25 (2013)	10.9	0.2	3.1	15.1	0.1	3.8
26 (2014)	10.6	0.2	3.0	13.9	0.1	3.8

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18 (2006)	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19 (2007)	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20 (2008)	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21 (2009)	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22 (2010)	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
23 (2011)	14.4	0.1	2.4	7.8	0.1	1.4
24 (2012)	15.5	0.1	2.8	8.1	0.1	1.4
25 (2013)	16.8	0.2	3.0	8.2	0.1	1.4
26 (2014)	15.7	0.1	2.9	8.0	0.1	1.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

## 2 総合費用率

### (1) 総合費用率

2-4-12 総合費用率は、支出額のうち自分で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」の標準報酬総額に対する比率であり、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成できない。

2-4-13 平成26(2014)年度の総合費用率は、図表2-4-7のとおり、地共済が22.6%と高く、私学共済が14.9%で最も低くなっている。

2-4-14 総合費用率の推移をみると、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金（実績推計）<sup>51</sup>は、平成23(2011)年度から平成25(2013)年度まで同水準にあったが、平成26(2014)年度は低下した。

2-4-15 国共済及び地共済の総合費用率についてみると、平成26(2014)年度は、国共済で1.6ポイント、地共済で1.1ポイントと大幅な低下となっている。これは、実質的な支出が減少する一方、国家公務員の給与の特例減額及びこれに準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応が、平成25(2013)年度まで終了したことによる標準報酬総額の増加が影響しているものと考えられる。

2-4-16 私学共済の総合費用率は、おおむね上昇傾向が続いていたが、平成25(2013)年度に前年度と同水準となり、平成26(2014)年度は低下した。私学共済についても実質的な支出が減少する一方、標準報酬総額が増加したことによるものであると考えられる。

---

<sup>51</sup> 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。

図表2-4-7 総合費用率の推移

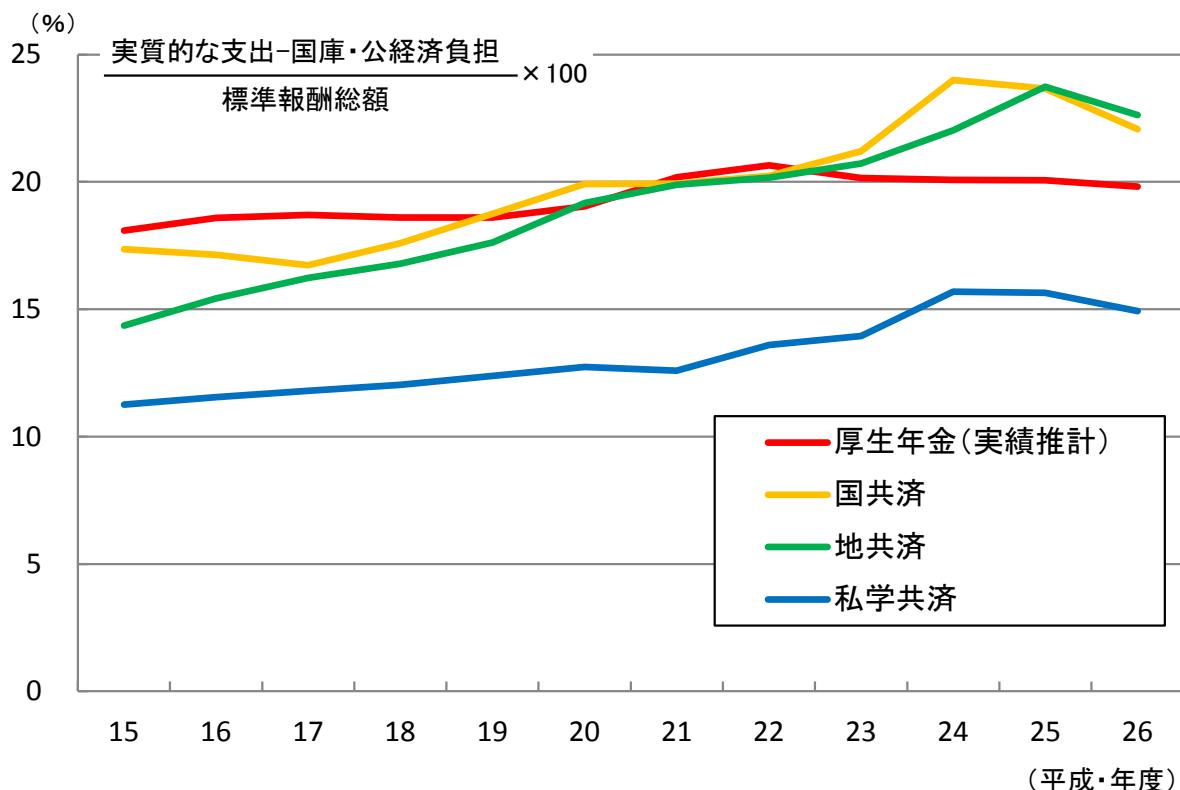
年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	実績	実績推計			
平成（西暦）	%	%	%	%	%
17 (2005)	17.8	18.7	16.7	16.2	11.8
18 (2006)	17.9	18.6	17.6	16.8	12.0
19 (2007)	17.9	18.6	18.7	17.6	12.4
20 (2008)	18.2	19.0	19.9	19.2	12.7
21 (2009)	19.2	20.2	19.9	19.9	12.6
22 (2010)	19.7	20.6	20.2	20.2	13.6
23 (2011)	19.3	20.1	21.2	20.7	13.9
24 (2012)	19.0	20.1	24.0	22.0	15.7
25 (2013)	19.1	20.1	23.7	23.7	15.6
26 (2014)	19.0	19.8	22.1	22.6	14.9

対前年度増減差					
17 (2005)	0.0	0.1	△0.4	0.8	0.2
18 (2006)	0.0	△0.1	0.9	0.6	0.2
19 (2007)	△0.0	0.0	1.2	0.8	0.4
20 (2008)	0.3	0.4	1.2	1.5	0.4
21 (2009)	1.0	1.1	0.0	0.7	△0.1
22 (2010)	0.5	0.5	0.3	0.3	1.0
23 (2011)	△0.4	△0.5	1.0	0.6	0.3
24 (2012)	△0.3	△0.1	2.8	1.3	1.7
25 (2013)	0.1	△0.0	△0.3	1.7	△0.0
26 (2014)	△0.1	△0.3	△1.6	△1.1	△0.7

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

図表2-4-8 総合費用率の推移



2-4-17 総合費用率と実際の保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料収入で当年度の費用を賄えていることを示している。一方、高い場合には、保険料収入を全て充てても不足する分があることになり、この不足分には運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

2-4-18 総合費用率と保険料率を比較すると<sup>52</sup>、図表2-4-9に示すとおり、全制度、総合費用率が保険料率を上回る状況が続いている。これは、当年度の費用を賄うために、当年度の保険料収入だけでなく、運用収入等も充てることが必要な状況となっていることを意味する<sup>53</sup>。

図表2-4-9 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率 実績	保険料率 実績推計	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
			%	%	%	%	%	%
平成(西暦)								
7(1995)	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
12(2000)	<17.9>	<18.5>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>
17(2005)	17.8	18.7	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8
18(2006)	17.9	18.6	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0
19(2007)	17.9	18.6	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4
20(2008)	18.2	19.0	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7
21(2009)	19.2	20.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6
22(2010)	19.7	20.6	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6
23(2011)	19.3	20.1	16.412	21.2	15.862	20.7	15.862	13.9
24(2012)	19.0	20.1	16.766	24.0	16.216	22.0	16.216	15.7
25(2013)	19.1	20.1	17.120	23.7	16.570	23.7	16.570	15.6
26(2014)	19.0	19.8	17.474	22.1	16.924	22.6	16.924	14.9
								14.000

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 総合費用率の厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

注3 保険料率は、平成7(1995)、12(2000)年度は標準報酬月額ベース、平成17(2005)年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-3-6に掲げる率である。

<sup>52</sup> 平成15(2003)年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されていいるため、平成15(2003)年度前は「標準報酬月額ベース」、平成15(2003)年度以降は「総報酬ベース」での比較である。

また、厚生年金の総合費用率（実績）は厚生年金が代行している部分を含んでいないため、保険料率と比較する際には、厚生年金基金が代行している部分を含めた「実績推計」の数値と比較することが適当である。

<sup>53</sup> 当年度の費用を当年度の保険料収入でどの程度賄えているかは、保険料比率(図表2-4-13)を参照。

## (2) 厚生年金相当部分に係る総合費用率

2-4-19 制度間で総合費用率を比較する際には、給付条件を揃えて比較することも必要である。具体的には、厚生年金の決算ベースの実績は厚生年金基金が代行している部分を含んでいないため、これを含める必要がある。また、共済年金には厚生年金にはない職域部分があるため、これを除く必要がある。

2-4-20 図表 2-4-10 に示すとおり、国共済、地共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は、厚生年金の総合費用率(実績推計)より低い状況が続いていたが、平成 24(2012)年度に、国共済はやや高い水準に、地共済はほぼ同水準となった。平成 26(2014)年度は、国共済が 20.0%、地共済が 20.6%と、厚生年金の総合費用率(実績推計) 19.8%と比べ、国共済は同水準、地共済はやや高い水準となっている。

2-4-21 一方、平成 26(2014)年度の私学共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は 13.6%で、厚生年金より 6.2 ポイント低い水準となっている。その要因は、私学共済の年金扶養比率が厚生年金に比べて高い(換言すると成熟が進んでいない)こと等が考えられる。

図表 2-4-10 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	厚生年金 実績推計	国共済 実績(推計)	地共済 実績(推計)	私学共済 実績(推計)
平成 (西暦)	%	%	%	%
17 (2005)	18.7	15.5	14.9	11.0
18 (2006)	18.6	16.5	15.3	11.2
19 (2007)	18.6	17.5	16.0	11.5
20 (2008)	19.0	18.1	17.5	11.8
21 (2009)	20.2	18.1	17.9	11.4
22 (2010)	20.6	19.2	19.2	12.3
23 (2011)	20.1	20.1	19.7	12.6
24 (2012)	20.1	21.9	20.0	14.3
25 (2013)	20.1	21.6	21.5	14.3
26 (2014)	19.8	20.0	20.6	13.6

注1 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)。

注2 国共済、地共済、私学共済の実績(推計)は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。

### 3 独自給付費用率及び基礎年金費用率

2-4-22 総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、「独自給付に関する支出」という）と基礎年金に関する支出に分ける。

独自給付に関する支出＝実質的な支出－国庫・公経済負担

－基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）<sup>54</sup>

基礎年金に関する支出＝基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）

独自給付費用率は、独自給付に関する支出の標準報酬総額に対する比率であり、基礎年金費用率は、基礎年金に関する支出の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

なお、定義より

総合費用率＝独自給付費用率＋基礎年金費用率  
が成り立つ。

#### (1) 独自給付費用率

2-4-23 平成 26(2014)年度の独自給付費用率は、図表 2-4-11 のとおり、国共済及び地共済が高く、私学共済が低くなっている。

2-4-24 独自給付費用率の推移をみると、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金（実績推計）は、平成 21(2009)年度以降、概ね 15% 前後の水準となっているが、平成 26(2013)年度は 0.5 ポイント低下し 14.6% であった。

2-4-25 国共済及び地共済の独自給付費用率は概ね上昇傾向にあるが、平成 26(2014)年度は、国共済で 18.0%（1.5 ポイント低下）、地共済で 18.8%（1.2 ポイント低下）となっている。これは、実質的な支出が減少する一方、国家公務員の給与の特例減額及びこれに準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応が、平成 25(2013)年度までで終了したことによる標準報酬総額の増加が影響しているものと考えられる。

<sup>54</sup> 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

**2-4-26** 私学共済の独自給付費用率は概ね上昇傾向にあり、毎年度 0.2 ポイント程度の上昇が続いているが、平成 25(2013)年度は、平成 24(2012)年度と同水準となり、平成 26(2014)年度は 11.1% (0.9 ポイント低下) となっている。これは、実質的な支出が減少する一方、標準報酬総額が増加したことによるものであると考えられる。

**図表 2-4-11 独自給付費用率の推移**

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	実績	実績推計			
平成(西暦) 17 (2005)	% 12.9	% 13.8	% 12.9	% 13.0	% 8.2
18 (2006)	12.8	13.5	13.7	13.5	8.5
19 (2007)	12.7	13.4	14.7	14.2	8.6
20 (2008)	12.8	13.6	15.8	15.5	8.8
21 (2009)	14.1	15.1	16.4	16.7	9.2
22 (2010)	14.3	15.2	16.2	16.6	9.8
23 (2011)	14.0	14.8	17.0	16.9	10.1
24 (2012)	14.0	15.2	19.7	18.4	12.0
25 (2013)	14.2	15.2	19.4	20.0	12.0
26 (2014)	13.8	14.6	18.0	18.8	11.1

対前年度増減差

17 (2005)	△0.0	0.1	△0.3	0.9	0.2
18 (2006)	△0.1	△0.3	0.9	0.6	0.2
19 (2007)	△0.1	△0.1	1.0	0.6	0.2
20 (2008)	0.1	0.2	1.1	1.4	0.2
21 (2009)	1.3	1.5	0.5	1.2	0.4
22 (2010)	0.2	0.1	△0.2	△0.1	0.7
23 (2011)	△0.3	△0.4	0.8	0.3	0.2
24 (2012)	0.1	0.4	2.8	1.4	1.9
25 (2013)	0.1	△0.0	△0.3	1.6	△0.0
26 (2014)	△0.3	△0.5	△1.5	△1.2	△0.9

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

## (2) 基礎年金費用率

2-4-27 平成 26(2014)年度の基礎年金費用率は、図表 2-4-12 のとおり、厚生年金が最も高く、次いで国共済、私学共済、地共済の順となっている。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額（図表 2-1-7 参照）や基礎年金拠出金算定対象者の第 2 号・第 3 号の比率（図表 2-3-20 参照）が制度間で異なっているためである。

2-4-28 平成 26(2014)年度の基礎年金費用率は、厚生年金、地共済及び私学共済で上昇する一方、国共済は低下している。

図表 2-4-12 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金 %	国共済 %	地共済 %	私学共済 %
平成（西暦）				
17 (2005)	4.9	3.9	3.3	3.6
18 (2006)	5.1	3.8	3.3	3.6
19 (2007)	5.2	4.0	3.5	3.7
20 (2008)	5.4	4.1	3.7	3.9
21 (2009)	5.1	3.6	3.2	3.4
22 (2010)	5.4	4.1	3.6	3.8
23 (2011)	5.3	4.2	3.8	3.9
24 (2012)	4.9	4.3	3.6	3.7
25 (2013)	4.9	4.2	3.7	3.6
26 (2014)	5.1	4.1	3.8	3.9
対前年度増減差				
17 (2005)	0.0	△0.1	△0.0	0.0
18 (2006)	0.1	△0.0	0.0	△0.0
19 (2007)	0.1	0.2	0.2	0.2
20 (2008)	0.2	0.1	0.2	0.2
21 (2009)	△0.4	△0.5	△0.5	△0.5
22 (2010)	0.4	0.5	0.4	0.3
23 (2011)	△0.1	0.2	0.2	0.1
24 (2012)	△0.4	0.0	△0.2	△0.2
25 (2013)	△0.0	△0.0	0.1	△0.0
26 (2014)	0.2	△0.1	0.1	0.2

## 4 保険料比率及び収支比率

### (1) 保険料比率

2-4-29 保険料比率は、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比率であり、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分（「実質的な支出－国庫・公経済負担」）について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入も用いなければならない状況にある。

2-4-30 平成26(2014)年度の保険料比率は、図表2-4-13のとおり、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金(実績推計)が86.5%、国共済が75.6%、地共済が73.0%、私学共済が92.8%、国民年金(国民年金勘定)が96.8%となっている。全ての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を補わなければならぬ状況となっている。

2-4-31 厚生年金(実績)の保険料比率は、平成21(2009)年度、22(2010)年度に低下したものとの、平成16(2004)年度からの保険料率の段階的な引上げに伴い上昇傾向にある。

2-4-32 国共済の保険料比率は、平成20(2008)年度まで低下した後、基礎年金国庫・公経済負担割合の引上げによる国庫・公経済負担の増加(図表2-3-7及び図表2-3-8参照)等により、2年間ほど上昇したが、平成23(2011)年度、24(2014)年度は再び低下した。特に平成24(2012)年度は、追加費用の大幅減少(図表2-3-10参照)や財政調整拠出金による実質的な支出の増加と、標準報酬総額の減少(図表2-1-10参照)等による保険料収入の減少(図表2-3-4参照)が重なり、7.5ポイントの大幅な低下となった。平成25(2013)年度以降は、再び上昇している。

2-4-33 地共済の保険料比率は、追加費用が増加した平成22(2010)年度に若干上昇した以外は、年々低下してきたが、平成26(2014)年度は、4.6ポイントの上昇となった。

2-4-34 私学共済の保険料比率は、平成22(2010)年度と平成24(2012)年度に大きく低下しているが、その他の年度では上昇している。平成26(2014)年度は、6.1ポイントの上昇となった。

2-4-35 国民年金（国民年金勘定）の保険料比率は、74.1%にまで下がっていた平成20(2008)年度までの状況から一転し、平成21(2009)、22(2010)年度は大幅に上昇、平成22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少<sup>55</sup>も大きく影響している。ただし、平成22(2010)年度の決算ベースの基礎年金拠出金は、算出に用いる納付率の変更で概算額が実際に近くなる一方、変更前の平成20(2008)年度に係るマイナスの精算額も計上されたことにより、本来の水準(確定値ベース)より少なかつた。このため、平成22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。平成24(2012)年度は、精算額が小さくなり、決算ベースの基礎年金拠出金が大きく増加<sup>56</sup>したこと等から、保険料比率は25.9ポイントの大幅な低下となった。平成25(2013)年度以降は、再び上昇に転じている。

図表2-4-13 保険料比率の推移

年度	厚生年金 実績      実績推計		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成(西暦)	%	%	%	%	%	%
7 (1995)	111.9		96.3	123.5	121.4	117.5
12 (2000)	90.5		89.9	105.0	99.0	109.1
17 (2005)	75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18 (2006)	77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19 (2007)	79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20 (2008)	79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21 (2009)	77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22 (2010)	77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23 (2011)	81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24 (2012)	84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25 (2013)	85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9
26 (2014)	88.3	86.5	75.6	73.0	92.8	96.8

対前年度増減差						
17 (2005)	1.3		2.7	△2.1	0.8	△6.3
18 (2006)	1.8	2.1	△3.6	△0.8	1.0	△6.7
19 (2007)	2.0	1.5	△4.4	△2.0	0.3	△1.0
20 (2008)	0.5	△0.0	△4.0	△4.7	0.1	△4.0
21 (2009)	△2.1	△2.7	0.6	△1.1	3.8	19.7
22 (2010)	△0.4	△0.1	0.1	0.5	△4.6	32.1
23 (2011)	3.9	3.8	△1.7	△0.5	0.2	△19.4
24 (2012)	3.3	2.0	△7.5	△2.6	△8.1	△25.9
25 (2013)	1.4	1.9	2.6	△3.8	2.5	5.3
26 (2014)	2.5	2.5	6.5	4.6	6.1	10.9

注1 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

<sup>55</sup> 平成22(2010)年度の国民年金（国民年金勘定）の基礎年金拠出金（決算ベース）は、対前年度で22.0%減少した（長期時系列表－2の8（1）を参照）。

<sup>56</sup> 平成24(2012)年度の国民年金（国民年金勘定）の基礎年金拠出金（決算ベース）は、対前年度で24.3%増加した（長期時系列表－2の8（1）を参照）。

## (2) 収支比率

2-4-36 収支比率は、「実質的な支出－国庫・公経済負担」の「保険料収入＋運用収入」に対する比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。

2-4-37 平成26(2014)年度の収支比率(時価ベース)は、図表2-4-14及び図表2-4-15のとおり、全ての制度で100%を下回っており、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄うことができている状況である。なお、収支比率(簿価ベース)の推移は、図表2-4-16に示すとおりとなっている。

図表2-4-14 収支比率(時価ベース)の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成(西暦) 17(2005)	90.7	88.5	79.1	57.9	65.5	87.6
18(2006)	107.4	104.1	96.4	83.4	73.2	109.8
19(2007)	161.9	148.5	132.6	234.3	178.1	153.5
20(2008)	203.6	196.7	196.5	1,176.2	511.4	204.2
21(2009)	92.8	98.7	92.8	73.7	58.8	81.3
22(2010)	131.3	137.5	120.5	133.8	106.8	80.4
23(2011)	111.8	108.2	117.0	104.9	92.6	85.0
24(2012)	82.6	85.6	109.6	67.3	65.3	85.5
25(2013)	84.4	84.8	109.2	75.8	68.6	82.6
26(2014)	73.4	71.0	88.9	61.5	58.3	64.3

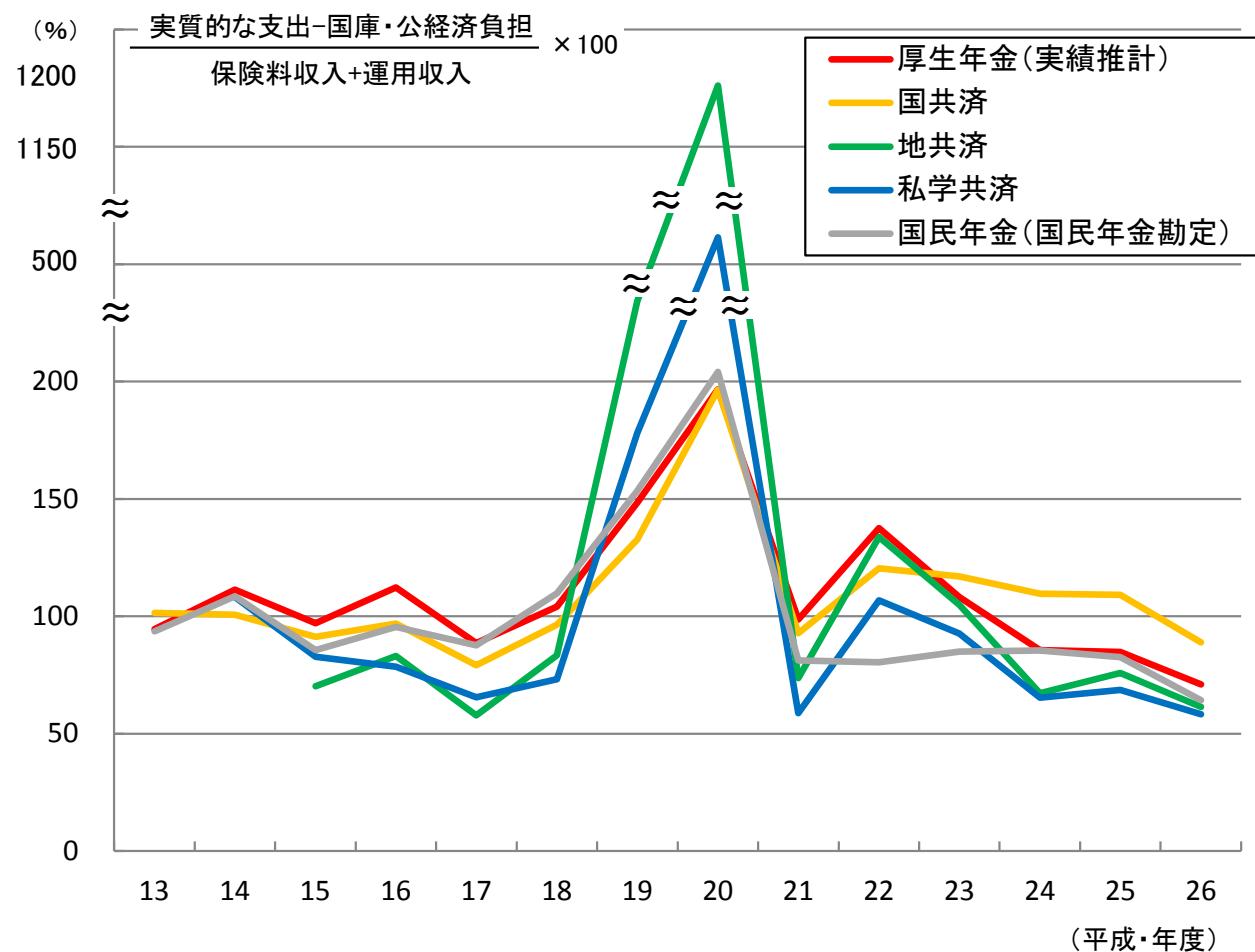
対前年度増減差

17(2005)	△22.4	△23.8	△17.7	△25.2	△13.0	△7.9
18(2006)	16.6	15.5	17.3	25.5	7.7	22.2
19(2007)	54.5	44.4	36.2	150.9	104.9	43.7
20(2008)	41.7	48.2	63.9	941.9	333.3	50.7
21(2009)	△110.8	△98.0	△103.8	△1,102.5	△452.6	△123.0
22(2010)	38.5	38.8	27.7	60.1	48.0	△0.9
23(2011)	△19.5	△29.3	△3.4	△28.9	△14.2	4.6
24(2012)	△29.1	△22.7	△7.4	△37.6	△27.3	0.5
25(2013)	1.7	△0.8	△0.4	8.5	3.3	△2.8
26(2014)	△11.0	△13.8	△20.2	△14.3	△10.2	△18.3

注1 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

図表 2-4-15 収支比率（時価ベース）の推移



図表 2-4-16 収支比率（簿価ベース）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成 7 (西暦) 1995)	69.0 %	75.1 %	57.0 %	55.3 %	72.5 %
12 (2000)	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
17 (2005)	121.3	93.0	82.7	74.0	109.0
18 (2006)	115.2	95.6	80.0	76.1	114.6
19 (2007)	117.2	99.6	89.1	84.0	120.9
20 (2008)	116.3	114.5	112.5	92.8	127.0
21 (2009)	128.8	115.3	114.5	91.3	106.6
22 (2010)	128.1	113.3	114.6	96.5	79.4
23 (2011)	122.5	117.8	118.0	97.3	93.8
24 (2012)	115.6	129.7	123.1	97.9	121.5
25 (2013)	108.1	123.1	103.0	78.5	105.2
26 (2014)	101.6	110.1	93.0	81.7	88.5
<b>対前年度増減差</b>					
17 (2005)	△3.0	△5.3	△10.8	△12.8	5.9
18 (2006)	△6.1	2.7	△2.8	2.1	5.6
19 (2007)	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
20 (2008)	△0.9	14.9	23.4	8.8	6.1
21 (2009)	12.5	0.8	2.0	△1.5	△20.4
22 (2010)	△0.7	△2.0	0.1	5.2	△27.2
23 (2011)	△5.5	4.6	3.4	0.7	14.4
24 (2012)	△7.0	11.9	5.1	0.6	27.7
25 (2013)	△7.5	△6.6	△20.1	△19.4	△16.4
26 (2014)	△6.5	△13.0	△10.0	3.2	△16.6

注1 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

## 5 積立比率

2-4-38 積立比率<sup>57</sup>は、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比率であり、前年度末の積立金が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものになっているため、例えば平成26(2014)年度の積立比率には、平成26(2014)年度中の運用実績は反映されないことに留意する必要がある。

2-4-39 平成26(2014)年度の積立比率(時価ベース)は、図表2-4-17及び図表2-4-18のとおり、地共済及び私学共済が高く、厚生年金、国共済及び国民年金(国民年金勘定)が低い。平成25(2013)年度に比べ、地共済、私学共済及び国民年金(国民年金勘定)で上昇し、厚生年金及び国共済は概ね横ばいとなっている。

2-4-40 国民年金(国民年金勘定)の積立比率(時価ベース)は、平成21(2009)、22(2010)年度に上昇している。これは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げや、平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少で、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったことが要因である。ただし、2-4-35で述べた保険料比率と同様の理由から、国民年金(国民年金勘定)の平成22(2010)年度、23(2011)年度の積立比率は本来より高い水準となっている。

2-4-41 なお、積立比率(簿価ベース)の推移は、図表2-4-19に示すとおりとなっている。

<sup>57</sup> なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額(=実質的な支出+追加費用)の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned}\text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{\text{積立比率の分子}}{\text{積立比率の分母} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}}\end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本報告では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べたとき、どの程度の大きさの積立金を持っているか」を示す積立比率で分析を行っている。

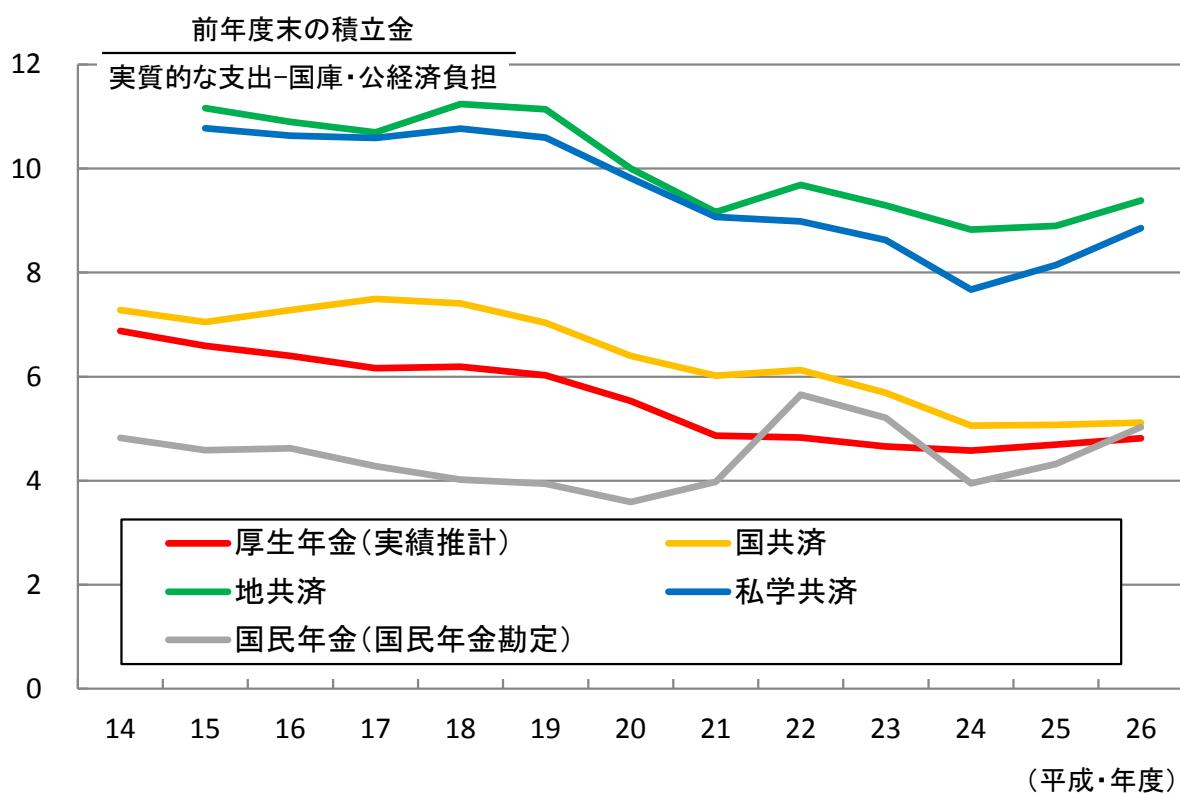
図表 2-4-17 積立比率（時価ベース）の推移

年度	厚生年金 実績	厚生年金 実績推計	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成（西暦）						
17（2005）	5.2	6.2	7.5	10.7	10.6	4.3
18（2006）	5.2	6.2	7.4	11.2	10.8	4.0
19（2007）	5.0	6.0	7.0	11.1	10.6	3.9
20（2008）	4.6	5.5	6.4	10.0	9.8	3.6
21（2009）	4.1	4.9	6.0	9.2	9.1	4.0
22（2010）	4.1	4.8	6.1	9.7	9.0	5.7
23（2011）	3.9	4.7	5.7	9.3	8.6	5.2
24（2012）	3.9	4.6	5.1	8.8	7.7	3.9
25（2013）	4.0	4.7	5.1	8.9	8.1	4.3
26（2014）	4.1	4.8	5.1	9.4	8.9	5.0
対前年度増減差						
17（2005）	0.0	△0.2	0.2	△0.2	△0.0	△0.3
18（2006）	△0.0	0.0	△0.1	0.5	0.2	△0.3
19（2007）	△0.1	△0.2	△0.4	△0.1	△0.2	△0.1
20（2008）	△0.5	△0.5	△0.6	△1.1	△0.8	△0.4
21（2009）	△0.5	△0.7	△0.4	△0.8	△0.7	0.4
22（2010）	0.0	△0.0	0.1	0.5	△0.1	1.7
23（2011）	△0.2	△0.2	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4
24（2012）	△0.0	△0.1	△0.6	△0.5	△1.0	△1.3
25（2013）	0.1	0.1	0.0	0.1	0.5	0.4
26（2014）	0.1	0.1	0.0	0.5	0.7	0.7

注1 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分等を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分等を含めた推計値である（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）。

注2 平成26（2014）年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

図表 2-4-18 積立比率（時価ベース）の推移



図表 2-4-19 積立比率（簿価ベース）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成（西暦）					
7 (1995)	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
12 (2000)	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
17 (2005)	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
18 (2006)	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
19 (2007)	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
20 (2008)	4.5	6.3	10.1	9.9	3.5
21 (2009)	4.3	6.3	10.0	9.9	4.3
22 (2010)	4.1	6.2	10.0	9.0	5.6
23 (2011)	3.9	5.8	9.7	8.7	5.2
24 (2012)	3.8	5.1	9.1	7.7	3.9
25 (2013)	3.6	5.0	8.5	7.7	3.9
26 (2014)	3.5	4.9	8.6	8.2	4.2

対前年度増減差					
17 (2005)	△0.1	0.2	△0.3	△0.2	△0.4
18 (2006)	△0.3	△0.3	0.0	0.0	△0.5
19 (2007)	△0.2	△0.3	△0.0	△0.2	△0.1
20 (2008)	△0.2	△0.4	△0.5	△0.2	△0.2
21 (2009)	△0.1	△0.1	△0.1	△0.0	0.7
22 (2010)	△0.3	△0.1	0.0	△0.9	1.4
23 (2011)	△0.1	△0.4	△0.3	△0.3	△0.4
24 (2012)	△0.1	△0.7	△0.6	△1.0	△1.3
25 (2013)	△0.2	△0.1	△0.6	△0.0	0.0
26 (2014)	△0.1	△0.1	0.1	0.5	0.4

注1 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分等を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

## 6 被用者年金制度計の財政指標

2-4-42 図表 2-4-20 は、被用者年金制度計の財政指標を示したものである。被用者年金制度が一元化されることを踏まえ、平成 24(2012)年度より、年金数理部会において推計している。

2-4-43 ここで、被用者年金制度計の年金扶養比率は、各制度の老齢・退年相当の受給権者数の単純合計を用いて推計している。

2-4-44 被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る総合費用率及び厚生年金相当部分に係る独自費用率は、厚生年金における厚生年金基金が代行している部分を含めた実績推計と、国共済、地共済、私学共済における職域部分を除いた厚生年金相当部分の実績(推計)を対象に推計している。

2-4-45 被用者年金制度計の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、収支比率及び積立比率は決算ベースの数値を推計したものであり、厚生年金では厚生年金基金が代行している部分を含まず、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含んでいる。なお、保険料比率、収支比率及び積立比率については、共済年金の保険料収入、運用収入及び積立金を、厚生年金相当部分と職域部分に分けることができないため、厚生年金相当部分に係る指標を作成していない。

2-4-46 平成 26(2014)年度末の年金扶養比率は 2.21 となっており、平成 25(2013)年度末と概ね同水準となっている。

2-4-47 平成 26(2014)年度における被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る総合費用率は 20.0% となっており、平成 25(2013)年度に比べ 0.2 ポイント低下した。また、厚生年金相当部分に係る独自給付費用率は 15.0% であり、平成 25(2013)年度に比べ 0.4 ポイント低下した。

2-4-48 平成 26(2014)年度の総合費用率は 19.4%、独自給付費用率は 14.5%、保険料比率は 86.0%、収支比率(時価ベース)は 72.1%、積立比率(時価ベース)は 4.9 となっている。

図表 2-4-20 被用者年金制度計の財政指標

年度(末)	年金扶養比率	厚生年金相当部分に係る総合費用率	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率	総合費用率	独自給付費用率	保険料比率	収支比率	積立比率
平成（西暦）		%	%	%	%	%	%	%
20 (2008)	2.47	18.7	13.6	18.3	13.2	79.3	226.5 <115.4>	5.3 <5.3>
21 (2009)	2.35	19.7	14.9	19.2	14.4	77.4	89.6 <125.8>	4.8 <5.1>
22 (2010)	2.27	20.3	15.2	19.7	14.5	77.1	130.8 <125.4>	4.9 <4.9>
23 (2011)	2.21	20.0	14.9	19.4	14.3	80.2	110.9 <121.5>	4.7 <4.7>
24 (2012)	2.17	20.1	15.4	19.4	14.7	82.2	81.0 <116.7>	4.6 <4.5>
25 (2013)	2.20	20.2	15.4	19.6	14.9	83.0	83.8 <107.5>	4.7 <4.3>
26 (2014)	2.21	20.0	15.0	19.4	14.5	86.0	72.1 <100.6>	4.9 <4.2>

## 対前年度増減差

21 (2009)	△0.12	1.0	1.4	0.9	1.3	△1.8	△136.9 <10.4>	△0.6 <△0.1>
22 (2010)	△0.08	0.6	0.2	0.5	0.1	△0.3	41.2 <△0.5>	0.1 <△0.3>
23 (2011)	△0.06	△0.3	△0.3	△0.3	△0.2	3.1	△19.9 <△3.9>	△0.2 <△0.1>
24 (2012)	△0.05	0.1	0.5	△0.0	0.3	2.0	△29.8 <△4.7>	△0.1 <△0.2>
25 (2013)	0.03	0.1	0.1	0.2	0.2	0.8	2.7 <△9.2>	0.1 <△0.2>
26 (2014)	0.01	△0.2	△0.4	△0.2	△0.4	3.0	△11.7 <△6.9>	0.1 <△0.1>

注1 被用者年金制度計の財政指標は、年金数理部会が推計したものである。

注2 年金扶養比率は、各年度末における推計値である。

注3 年金扶養比率は、各制度の老齢・退年相当の受給権者数の単純合計を用いて推計した。

注4 厚生年金相当部分に係る総合費用率及び厚生年金相当部分に係る独自費用率は、厚生年金では厚生年金基金が代行している部分を含み、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含まない。

注5 総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、収支比率及び積立比率は決算ベースの数値であり、厚生年金では厚生年金基金が代行する部分を含まず、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含んでいる。

注6 収支比率及び積立比率の()内の数値は、簿価ベースである。